

# 宮城県消防学校移転整備事業

## 要求水準書

平成20年12月

宮 城 県



# 目 次

1 総則	1
2 基本的事項	2
2-1 本事業の概要	2
2-2 事業予定地の現況	3
2-3 本施設の概要	5
3 施設整備業務	5
3-1 事業に関連する法令等の遵守	5
3-2 優先順位	7
3-3 施設整備業務範囲	7
3-4 設計業務（基本設計・実施設計）	8
3-5 工事監理業務	9
3-6 建設業務	9
4 整備対象施設に係る要求水準	15
4-1 基本方針	15
4-2 建築計画の要求水準	17
4-3 建築設備の要求水準	20
4-4 各施設の個別事項	26
4-4-1 整備対象施設（主要施設）	26
4-4-2 諸室相互の関連性	35
4-4-3 必要諸室等の性能・機能条件	38
4-5 附帯施設	57
4-6 屋外工作物その他外構	57
5 既存じゅう器備品移転業務	60
6 維持管理業務	60
6-1 維持管理業務の一般事項	63
6-2 建築物等維持管理業務	66
6-3 設備維持管理業務	69
6-4 環境衛生・清掃業務	70
6-5 外構等維持管理業務	75
6-6 保安警備業務	76
7 食堂等運営業務	77
7-1 食堂等運営業務の対象	77
7-2 業務の期間	77
7-3 業務の実施	77



## 別添資料一覧

- 別添資料1 用途地域図
- 別添資料2 事業予定地位置図
- 別添資料3 文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地
- 別添資料4 敷地現況図
- 別添資料5 測量図
- 別添資料6 存置する樹木及び石碑等
- 別添資料7 地質調査報告書
- 別添資料8 インフラ整備状況図（上水道）
- 別添資料9 インフラ整備状況図（下水道）
- 別添資料10 インフラ整備状況図（ガス）
- 別添資料11 旧宮城県総合衛生学院本校舎図面
- 別添資料12 旧宮城県総合衛生学院東校舎図面
- 別添資料13 旧宮城県総合衛生学院自転車置場，倉庫等現況写真
- 別添資料14 既存除外施設（廃水処理装置）概要（抜粋）
- 別添資料15 必要諸室リスト
- 別添資料16 諸室の要求性能表
- 別添資料17 施設相互の関連性
- 別添資料18 全国消防救助技術大会仕様
- 別添資料19 東北地区支部消防救助技術指導会仕様
- 別添資料20 施設レイアウト図（参考）
- 別添資料21 屋外訓練場等の開放範囲（参考）
- 別添資料22 舗装の耐荷重の区域（参考）
- 別添資料23 訓練施設関係の金物等
- 別添資料24 調達じゅう器・備品等リスト
- 別添資料25 厨房機器リスト（参考）
- 別添資料26 県が調達する資機材リスト
- 別添資料27 既存じゅう器・備品リスト
- 別添資料28 各車両の仕様
- 別添資料29 仙台市建築物におけるシックハウス対策の手引き
- 別添資料30 訓練内容
- 別添資料31 現行の食堂メニュー，栄養条件及び価格条件等について
- 別添資料32 過去の食数について
- 別添資料33 食数計画の決定・変更から食材等費用支払まで
- 別添資料34 学生数の予測資料
- 別添資料35 宮城県消防操法大会操法実施要領（抜粋）
- 別添資料36 シミュレーターを使用した訓練

- 別添資料37 地積測量図
- 別添資料38 既存じゅう器・備品リスト（事務系）
- 別添資料39 使用料計算書（例）

みやぎの安全・安心を担う真の消防人を創る  
～宮城県消防学校移転整備等事業が求めるもの～

- ・住民の安全・安心を守る強い意識とそれを支える最先端の技術を合理的に習得する施設づくり
- ・周辺の将来的な環境変化に対応できる，洗練された，利便性の高い施設づくり
- ・柔軟な発想を活かした，コストパフォーマンスの高い施設づくり

## 1 総則

宮城県消防学校移転整備事業要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は，宮城県（以下「県」という。）が，宮城県消防学校移転整備事業（以下「本事業」という。）の業務を遂行するにあたり，事業者に要求する業務の水準を示すものであり，本事業の事業者の事業遂行にかかる具体的な規程である。また，本要求水準書に規定されている事項（以下「要求水準」という。）を満たしていることが，本事業の必須条件である。

県は本要求水準書の内容を事業者のモニタリング時の基準として用いる。

入札参加者は要求水準を満たす限りにおいて，自由に提案を行うことができるものとするが，その際には入札説明書，事業契約書（案）（別紙含む），本要求水準書（別添資料含む），落札者決定基準，様式集及び基本協定書（案）ならびにこれらに係る質問回答の内容（以下，「入札説明書等」という。）において示された諸条件を必ず遵守し，その他の内容についても十分に留意して提案書を作成しなければならない。

また，本要求水準書に示す仕様については，性能又は維持すべき水準等を満たすことが可能な仕様であれば，事業者の提案に変更することができるものとする。

要求水準は，事業期間にわたって遵守されるものであり，モニタリングにより事業者が要求水準を達成していないと県が判断する場合は，別途定める規程により，対価の減額あるいは契約の解除等の措置がなされることとなる。

なお，落札者が入札手続において提出した提案資料に基づいて，本契約締結時までに本要求水準書を上回る水準に変更された場合は，その変更を含んだものを要求水準とする。

## 2 基本的事項

### 2-1 本事業の概要

本事業の事業予定地（「別添資料 1」，「別添資料 2」参照）には，旧宮城県総合衛生学院の施設（校舎等）があり，本事業にてそれらの既存施設を解体し，宮城県消防学校の施設等（以下「本施設」という。）を新設整備する。本事業においては，施設整備から維持管理，運営等を含めた総合的な事業内容を効率的かつ効果的に行うことにより，コスト縮減及び性能向上を期待するものである。

#### (1) 事業方式

本事業は，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下，「PFI 法」という。）第 10 条第 1 項に基づき，公共施設の設置者である県が事業者と締結する PFI 事業に係る契約（以下，「事業契約」という。）に従い，事業者が，本施設の設計・建設・工事監理業務を行い，県に所有権を設定した後，事業契約により締結された契約書（以下，「事業契約書」という。）に定める事業期間中，維持管理・運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

#### (2) 事業の対象

本事業の対象範囲は，以下のとおりとする。

##### 1) 設計業務（基本設計・実施設計）

本施設の設計業務（必要な事前調査及び敷地測量含む）

近隣対応業務

電波障害調査業務

土壌の分析

本施設整備に伴う各種申請等の業務

その他これらを実施する上で必要な関連業務

##### 2) 工事監理業務

本施設の工事監理業務

その他これらを実施する上で必要な関連業務

##### 3) 建設業務

本施設の建設工事（附帯施設・屋外工作物その他外構工事を含む）

既存建築物等撤去工事（土壌等の処分を含む）

電波障害対策調査及び対策工事（デジタル放送化に対応したもの）

じゅう器備品調達・設置業務

近隣対応・対策業務

関係機関等との協議並びに許認可等申請等の手続き

その他これらを実施する上で必要な関連業務

4) 既存じゅう器備品移転業務

既存宮城県消防学校のじゅう器備品の本施設への移転

5) 維持管理業務

建築物等維持管理業務

設備維持管理業務

環境衛生・清掃業務

外構等維持管理業務

保安警備業務

6) 食堂等運営業務

食堂運営(献立作成,調理,食材調達)

その他運営(寝具クリーニング,消耗品の調達・補充,その他)

(3) PFI事業者の収入

県は,本事業において,事業者が提供するサービスに対し,事業契約書に定めるサービスの対価を,本施設の整備完了後及び供用開始から事業期間終了までの間,定期的に支払う。サービスの対価は,事業者が実施する施設整備(設計,工事監理,建設及び既存じゅう器備品移転業務)の対価,維持管理業務の対価,運営業務の対価からなる。なお,施設整備に係るサービスの対価及び維持管理に係るサービスの対価,運営業務に係るサービスの対価は,年4回に分けて支払うことを基本とする。

(4) 事業期間

契約の締結時期	平成 21 年 10 月
事業期間	事業契約締結日～平成 43 年 3 月末
設計・建設等期間	事業契約締結日～平成 23 年 8 月 15 日
施設引渡日	平成 23 年 8 月 15 日
維持管理業務期間	施設引き渡し日～平成 43 年 3 月末
既存じゅう器備品移転業務期間	平成 23 年 9 月上旬～平成 23 年 9 月下旬
供用開始	平成 23 年 10 月 1 日
食堂等運営業務期間	平成 23 年 10 月 1 日～平成 43 年 3 月末
PFI 事業の終了	平成 43 年 3 月末

2-2 事業予定地の現況

(1) 敷地条件

施設の敷地に関する基本的な条件は、次のとおりである。

表 2-1 敷地に関する条件

建設計画地	宮城県仙台市宮城野区幸町 4 丁目 7 番 1 号 (旧宮城県総合衛生学院)
敷地面積	約 37,727 m <sup>2</sup> (敷地 A (旧宮城県総合衛生学院校舎敷地) 約 12,716 m <sup>2</sup> , 敷地 B (旧宮城県総合衛生学院グラウンド及び駐車場) 約 25,011 m <sup>2</sup> )
用途地域	第一種住居地域, 第二種住居地域 (市道川内南小泉 (その 1) 線の境界から 30m) 「別添資料 1」参照
建ぺい率	60%
容積率	200% (前面道路幅員 12m のため道路幅員 × 0.4 は適用外)
防火地域	防火指定なし
高度地区	第 3 種高度地区: 7.5m+1:1.25 (~ H15m) +1:0.6 (H15m ~)
日影規制	測定面: 4m 日影時間: 5h, 3h
前面道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東側道路: 市道川内南小泉 (その 1) 線*, 現道幅員およそ 16.5 m (都市計画道路予定幅員 36m)</li> <li>・ 敷地 A 北側道路: 市道東仙台幸町線, 現道幅員およそ 15m</li> <li>・ 敷地 A と敷地 B の間の道路: S57.4.5 位置指定道路 No.5119 の 1 号線, 幅員 9m (延長 283m)</li> <li>・ 敷地 B 西側道路: S57.4.5 位置指定道路 No.5119 の 2 号線, 幅員 6m (延長 111.11m), 位置指定道路より南側は敷地内通路 (道路法及び建築基準法上の道路ではない)</li> <li>・ 敷地 B 南側道路: 敷地内通路 (道路法及び建築基準法上の道路ではない)</li> </ul>
その他	文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地 (神明社東南麓南瓦窯跡) 「別添資料 3」参照

\* 東側道路 (市道川内南小泉 (その 1) 線) は, 仙台市の事業により, 歩道等の幅員増加及び中央分離帯の設置をとまなう工事が予定されており, また, 東側道路 (市道川内南小泉 (その 1) 線) の東側に, 東西方向の道路が 2 本新設される予定である (別添資料 20 参照)。これにより, 東側道路 (市道川内南小泉 (その 1) 線) から本施設への車両の侵入は左折侵入のみとなり, 本施設から東側道路 (市道川内南小泉 (その 1) 線) へ出る際は左折のみとなる。

## (2) 事業予定地の現況に係る図面等

### 1) 敷地現況図

旧宮城県総合衛生学院の建物の配置等を示した敷地現況図は, 「別添資料 4」を参照すること。

## 2) 測量図

事業予定地を含む県有地の丈量図（地積測量図）は、「別添資料 5」を参照すること。

## 3) 存置する樹木及び石碑等

存置又はする樹木，移設する石碑及び存置が望ましい樹木について、「別添資料 6」に示す。

## 4) 地質調査報告書

「総合衛生学院敷地地質調査業務委託報告書（平成 4 年 2 月）」の抜粋資料を、「別添資料 7」に示す。

## 5) インフラ整備状況図

インフラ（上水道，下水道，ガス）の本管敷設状況について、「別添資料 8」～「別添資料 10」を参照すること。

## 6) 既存建物に係る図面等

旧宮城県総合衛生学院の建物に係る設計図等は、「別添資料 11」～「別添資料 14」を参照すること。

### 2-3 本施設の概要

本施設は，各消防本部に新規採用された者を対象にした初任教育生，現役消防職員のスキルアップを目的とした専科教育生等や消防団員に対する教育訓練を行う施設として，次に示す機能を備えた施設である。

表 2-2 本施設の概要

施設名等	概要
管理教育施設	職員室，会議室等からなる管理部門と，主に学生が座学の講習を受ける教室等からなる教育部門により構成される。
宿泊施設	教育訓練を受ける学生が一年間に渡り宿泊する居室（寝室・自習室）や浴場，食堂等からなる寄宿舍（寮）である。
訓練施設	消火訓練，渡過訓練，登はん訓練，降下訓練等の実技訓練を行う。本訓練塔，補助訓練塔，サブ訓練塔，屋内訓練場からなる。
その他施設	訓練用車輛車庫・資機材倉庫，訓練用車両燃料庫等，訓練施設の関連施設である。
屋外訓練施設	屋外訓練場，倒壊家屋・がれき救助訓練施設，防火水槽，潜水訓練用施設等，屋外での実技訓練を行う施設である。

### 3 施設整備業務

#### 3-1 事業に関連する法令等の遵守

本事業の実施にあたっては，PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号。以下，「基本方針」という。），地方自治法の他，以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守するとともに，要綱・各種基準（最新版）については適

宜参考にすること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

1) 法令・条例等

- a) 建築基準法
- b) 都市計画法
- c) 消防法
- d) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（旧 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 = 旧 ハートビル法）
- e) 駐車場法
- f) 屋外広告物法
- g) 電気事業法
- h) 水道法，下水道法，水質汚濁防止法
- i) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- j) 大気汚染防止法
- k) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- l) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- m) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- n) 騒音規制法，振動規制法
- o) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- p) 警備業法，労働安全衛生法，ビル管理法
- q) 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- r) 食品衛生法
- s) 消防組織法
- t) 条例
  - 宮城県建築基準条例
  - 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例
  - 仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
  - 杜の都の風土を育む景観条例
  - 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例
  - 仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例
  - 杜の都の環境をつくる条例
  - 仙台市火災予防条例
  - 仙台市公害防止条例
  - 仙台市環境基本条例
  - 宮城県個人情報保護条例
- u) その他関連法令，施行令，施行規則，施行細則，告示，通達，条例等

## 2) 要綱・各種基準等

- a) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- b) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- c) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- d) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- e) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- f) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- g) 官庁施設の環境保全に関する診断・改修計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- h) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- i) 建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- j) 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- k) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（国土交通省）
- l) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン（国土交通省）
- m) 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- n) 構造設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- o) 消防学校の施設，人員及び運営の基準（消防庁）
- p) 仙台市の施設緑化の推進に関する要綱（仙台市）
- q) 仙台市開発指導要綱（仙台市）
- r) 仙台市グリーン購入推進に関する要綱（仙台市）
- s) 仙台市雨水流出抑制実施要綱・仙台市雨水流出抑制施設設置指針（仙台市）
- t) その他の関連要綱及び各種基準

### 3-2 優先順位

入札説明書等，関連法令及び適用する図書等は，相互に補完するものとする。ただし，内容に相違がある場合の優先順位は，下記のとおりとする。

- 1) 関係法令
- 2) 入札説明書等に関する質問回答書
- 3) 入札説明書
- 4) 本要求水準書
- 5) 適用する図書等

### 3-3 施設整備業務範囲

本事業の官民の施設整備業務分担を表 3-1官民における施設整備業務分担に示す。

表 3-1 官民における施設整備業務分担

	施設名等	業務	県	P F I	備考
既存解体	本校舎，東校舎，自転車置場等	調査			* 自転車置場屋根(スレート波板)のアスベスト除去含む * PCB は使用されていない
		解体設計			
		各種申請			
		撤去・処分			
		解体工事監理			
新設	管理教育施設 宿泊施設 訓練施設 その他施設 屋外訓練施設	調査			
		設計			
		各種申請			
		工事監理			
		建設			
その他，上記業務を実施する上で必要な関連業務					

### 3-4 設計業務（基本設計・実施設計）

- (1) 設計の範囲は，本事業に関するすべての工事とする。設計においては，「4 整備対象施設に係る要求水準」を満たすこと。また，事業者は，必要な事前調査及び敷地測量（敷地 B，敷地 A のうち本施設の敷地とする部分，及び，敷地 A のうち東側に確保する余剰地の求積），近隣対応，電波障害調査，土壌の分析，本施設整備に伴う各種申請等及びこれらを実施する上で必要な関連業務を行うものとする。なお，ここでいう土壌の分析は，「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針について（平成 15 年 2 月 14 日環水土第 24 号）」の別添「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に則り，土壌汚染のおそれのある特定有害物質に係る土壌分析を行うこと。（相談窓口：仙台市環境対策課）
- (2) 設計業務の期間は，建設業務等に必要な期間を考慮し，本施設の供用開始時期に間に合わせるよう事業者が計画することとする。
- (3) 事業者は，事業契約後速やかに入札時の提案書類，本要求水準書及び事業契約書等に基づき基本設計を行い，定期又は随時に当該業務の進捗状況及び内容について，県による確認を受けなければならない。基本設計完了後，県の確認を得た後，実施設計に着手すること。
- (4) 事業者は，実施設計の着手後，定期又は随時に，当該業務の進捗状況及び内容について，県による確認を受けなければならない。
- (5) 実施設計完了時に県は，その設計内容が本要求水準書等に適合するか否かを確認する。

- (6) 県は実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができる。

事業者は上記を踏まえ、要求性能確認計画書を県と協議の上作成し、県に提出する。事業者は要求性能確認計画書に基づき各業務を管理し、要求水準及び提案内容を満たしていることを確認すること。

### 3-5 工事監理業務

- (1) 事業者は、本施設の工事監理業務及びこれを実施する上で必要な関連業務を行うものとする。
- (2) 事業者は、工事監理者を設置し、その者の氏名、保有する資格など必要な事項について県の確認を受けること。
- (3) 工事監理者は、工事期間中にわたり重点監理(常駐管理を必須とするものではない)を行い、建設業務が設計図書及び本要求水準書等に基づき適切に行われていることを確認すること。
- (4) 工事監理者は、公共建築工事標準仕様書の監督職員の業務を行うものとする。
- (5) 工事監理者は、工事請負業者への指示は書面で行うとともに、県のモニタリング時の求めに応じ、指示書を提出すること。

### 3-6 建設業務

#### (1) 建設業務の一般事項

##### 1) 関係機関との協議等

工事にあたっては、関係機関等と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。

また、周辺公共施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議のうえ、事業者の負担により現況に復旧すること。

##### 2) 近隣への配慮

工事にあたっては、関係法令等を遵守し、近隣への騒音・振動・塵埃等の影響を最小限にとどめるよう対策を講じること。やむをえず補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。

##### 3) 建設工事ヤード

建設工事期間中は、歩道等における福祉施設利用者等の安全確保に留意すること。工事車両の搬入ルート等の検討にあたっては、関係機関等と十分に協議、調整を行うこと。

#### 4) 工事時間

建設工事は原則として、現場作業時間は日曜を除き、午前 8 時から午後 6 時までとする。ただし、原則を示したものであり県が保障するものではないため、本施設関係者や近隣への影響に配慮すること。

### (2) 本施設の建設工事

#### 1) 基本的考え方

事業者は、本施設の建設工事（附帯施設・屋外工作物その他外構工事を含む）、既存建築物等撤去工事（土壌等の処分を含む）、電波障害対策調査及び対策工事（デジタル放送化に対応したもの）、じゅう器備品調達・設置業務、近隣対応・対策業務、関係機関等との協議並びに許認可等申請等の手続き及びその他これらを実施する上で必要な関連業務を行うものとする。

なお、土壌の敷地外への搬出に際しては、「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」に則った土壌分析の結果に基づき、適切な処置を行うこと。土壌は場内処理を基本と考えているが、敷地 A のうち本施設の用地として利用する部分の土壌を、敷地 A のうち本施設の用地として利用する部分以外の場所に場外搬出する場合についてのみ調査・分析が必要であり、万が一有害物質が検出され、土壌の処置に費用を要する場合は、当該処置費用のうち合理的な範囲を県が負担する。

また、建設工事においては、「4 整備対象施設に係る要求水準」を満たすこと。既存の旧宮城県総合衛生学院の建物等及び整備計画の概要は以下に示す。

#### 2) 現況

旧宮城県総合衛生学院の主要な建物等の概要を表 3-2 に示す。

表 3-2 既存建築物等概要

施設名	竣工年次	構造	延床面積	本事業における措置
本校舎	昭和 55 年	鉄筋コンクリート造 3 階建て	5,094.40 m <sup>2</sup>	撤去
東校舎	平成 5 年	軽量鉄骨造 2 階建て	812.72 m <sup>2</sup>	撤去
車庫	-	ブロック造平屋建て	78.75 m <sup>2</sup>	撤去
倉庫	-	ブロック造平屋建て	81.00 m <sup>2</sup>	撤去
自転車置場	-	軽量鉄骨造平屋建て	249.60 m <sup>2</sup>	撤去
旧講堂への渡り廊下	-	軽量鉄骨造平屋建て	27.82 m <sup>2</sup>	撤去
東校舎への渡り廊下	-	軽量鉄骨造平屋建て	-	撤去
危険物(第四類)地下 タンク	-	-	-	撤去
旧テニスコートのフ ェンス	-	-	-	撤去
除外設備 (PH 自動 調整装置)	-	-	-	撤去
焼却炉	-	-	-	撤去
敷地 A 南側, 西側の フェンス・門扉	-	-	-	既存利用又は補修又は新設
敷地 A 北側のフェ ンス	-	-	-	存置又は新設
敷地 A 東側のフェ ンス・門扉	-	-	-	存置
電力引き込み柱, 受 水槽, キュービクル	-	-	-	撤去
敷地 B のフェンス	-	-	-	撤去
敷地 B のトイレ	-	-	-	撤去
合 計	建築物		6,344.29 m <sup>2</sup>	

\* 敷地 A 東側に確保する余剰地 (6,000 m<sup>2</sup>以上) となる部分の中にある樹木, フェンス, 舗装等は, 現状のまま存置としてよいが, 基礎杭は撤去すること。また, 樹木については, 本事業の用地内へ移植してもよい。

\* 工事期間中, 東校舎を工事用の現場事務所等として利用してもよい。

\* 各既存施設の図面等は「別添資料 11」～「別添資料 14」参照

### 3) 整備計画

本事業における整備対象施設の概要を表 3-3整備対象施設の想定規模等に示す。

表 3-3 整備対象施設の想定規模等

施設名等		諸室・設備等	構造・規模
管理教育施設	管理教育棟	管理部門：校長室，職員室，会議室，教職員更衣室（男女別），講師控室，医務室等 教育部門：教室，理化学実験室，資料展示室，救急実習室，情報処理教室，通信訓練室，エレベーター，トレーニング室，図書室等	RC造 約 3,100 m <sup>2</sup>
宿泊施設	寄宿舍	学生居室（寝室），バルコニー，娯楽室，洗面・洗濯室，物干し場，浴場，食堂・厨房，寮直室，舎監当直室等	RC造 約 2,700 m <sup>2</sup>
訓練施設	本訓練塔	実火災訓練室，模擬火災訓練室，耐熱濃煙訓練場，資機材倉庫，ホース乾燥設備等	RC造 10階建 約 1,400 m <sup>2</sup>
	補助訓練塔	高圧ボンベ充填室，資機材倉庫，救助訓練施設等	S造 3階建 約 600 m <sup>2</sup>
	サブ訓練塔	ロープ登坂・梯子登坂訓練施設等	S造 6階建 約 200 m <sup>2</sup>
	屋内訓練場	ロープ登坂・梯子登坂訓練施設，降下訓練施設，フリークライミング壁等	S造平屋建 約 1,600 m <sup>2</sup>
その他施設	訓練用車輛車庫・資機材倉庫，訓練用車輛燃料庫，公用車駐車場，屋外トイレ，訓練用車輛洗浄等施設等	S造，CB造 計約 600 m <sup>2</sup>	
屋外訓練施設	屋外訓練場，横坑救助施設，倒壊家屋・がれき救助訓練施設，防火水槽（100t・40t），手洗い場，潜水訓練用施設（径8m水深6m・浄化設備を併設）等	屋外訓練場 計約 21,000 m <sup>2</sup>	
合計（屋外訓練施設除く）			約 10,200 m <sup>2</sup>

「4-4 各施設の個別事項」及び「別添資料 15」に記載する規模を満たせば，各施設の延床面積の増減は可能とする。

構造については，現段階で想定しているものであり，その他の構造の提案を妨げるものではない。

規模については，現段階で想定しているものであり，提案を妨げるものではない。

4) 消防学校の建築基準法上の用途は，「その他」（消防学校）であり，第一種住居地域及び第二種住居地域に建築可能な建築物である。また，消防法上の防火対象物の区分については，現状は7項となっている。なお，単体規定や防火対象物の区分などについては，提案内容により個別の判断となるため協議が必要である。

5) 計画について、各施設の耐震目標性能は次の通りとする。

	管理教育施設, 宿泊施設, 屋内訓練場 (プレハブを除く)	本訓練塔, 補助訓練塔, サブ訓練塔
構造体	類	類
建築非構造体	A類	B類
建築設備	乙類	乙類

6) 事業者は本施設の引渡しに先だち県が行う各種検査受検の期間を見込んだ詳細工程を計画すること。

### (3) 既存建築物等の撤去工事

#### 1) 撤去範囲

事業区域内における旧宮城県総合衛生学院の本校舎, 東校舎, 自転車置場, 車庫, 倉庫, 除外施設及びそれら周囲の建築設備及び屋外工作物その他外構を解体撤去すること(各既存施設の概要については表 3-2 既存建築物等概要を参照)。ただし, 敷地 A の南側及び西側のフェンス・門扉については, 撤去せずに現状のまま又は補修して継続利用することとしてもよい。敷地 A 北側のフェンスについては, 現状のまま存置することとしてもよい。敷地 B 内西側の排水溝及び敷地 B 内東側の排水溝については存置・補修し, クリーニングの上, 排水等に活用できるようにすること。敷地 B の既存フェンスは, 青年会館との境界のフェンスを除き, 全て解体撤去すること。

建設予定地において, 「別添資料 6」に示す範囲の樹木等で存置が必須でないもののうち, 本事業に支障とならないものは環境保護のため極力敷地内に存置し, その他の本事業に支障とならない外構, 樹木等は事業者の判断により存置できるものとする。存置されたものについては事業期間中維持管理を行うものとする。

なお, 敷地 A の東南にある石碑(2基)については, 敷地 A のうち本施設の敷地とする部分に移設するものとする。敷地 A 内の正門付近にある櫨については, 存置又は敷地 A のうち本施設の敷地とする部分に移植するものとするが, 敷地 A のうち本施設の敷地とする部分に当該櫨が含まれない場合は撤去しても良い。

(「別添資料 6」参照)

#### 2) 工事中の安全対策等

周辺には, 福祉施設等の公共施設が多いため, 本事業工事部分と他のエリアは, 仮囲い等で区画を行い, 十分な安全確保を行うものとする。

#### 3) 発生材の処分

撤去工事に伴う発生材の処理は, 場外搬出のうえ, 適切に処理を行うものとする。ただし, これらを再資源化する等適切な処理を行う場合においてはこの限り

ではない。既存じゅう器・備品の処分方法として、事業者が調達するじゅう器・備品への代用は認めないが、それ以外での活用の提案を妨げるものではない。また、事業費抑制のため、鉄くず等の売却は可能であるが、備品等としての売却は不可とする。なお、活用・売却については、事業者の責任において行うこと。

自転車置場の撤去においては、現地の確認等を行い適正に処理すること。

#### 4) 除外施設の撤去

除外施設（廃水処理装置）の概要を「別添資料 14」に示す。詳細については閲覧できるものとする。除外施設の撤去・処分においては、現地の確認・調査を行い適正に処理すること。

#### 5) 既存施設のじゅう器備品類の撤去

旧宮城県総合衛生学院の施設内にある既存じゅう器備品については、本事業にて処分を行うものとする。

### (4) 電波障害対策調査及び対策工事

本事業に伴って、周辺家屋等に電波障害が発生するおそれがある場合は事前に十分な調査を行い、必要な時期にその対策工事を実施すること。

また、デジタル放送化にも対応したものとすること。なお、その対策に関する維持管理費についても事業者の負担とする。

### (5) じゅう器備品調達・設置業務

1) 本事業にて整備される各施設に新たに設置されるじゅう器・備品等については、「別添資料 24」に示す内容に従い、調達及び設置を行うものとする。

2) 医療機器の調達については、許可の取得または届出が必要であるが、提案に際しては、許可または届出に要する費用及び事務手続き等を除くものとする。

3) じゅう器備品調達設置に関する届出または許可に要する費用及び事務手続きが必要な場合は、県が別途費用負担をする。

4) 現宮城県消防学校の施設に収納されている書類・書籍及びじゅう器備品のうち、本施設にて利用する物の移転も本事業に含むものとする。移転の対象となる既存のじゅう器・備品類については「別添資料 27」及び「別添資料 38」に示す。

5) 食堂運営に必要なとなる厨房設備、じゅう器備品等すべての調達については本事業に含むものとする。なお、厨房設備（機器）については、120食の調理に対応できるものとし、じゅう器備品のうち、食器類については一度に160人の喫食が可能な数量を用意すること。参考として「別添資料 25」に参考厨房機器リストを示すが、半調理品を利用する場合を含め、「7 食堂等運営業務」を遂行することが可能な機器であれば可とする。

(6) 関係機関等との協議並びに申請等の手続き

- 1) 事業者は、施設整備に係る調査が必要な場合は、関係者の承諾を得て自ら実施する。
- 2) 事業者は、施設整備に必要な関係機関との協議及び建築確認申請等の各種申請や諸手続きを行う。
- 3) 関係機関との協議又は地元調整等により必要となった調査、関連工事等に要する費用はすべて事業者の負担とする。
- 4) 各種申請の申請者名は原則として事業者とする。

(7) 施工計画における特記事項

- 1) 敷地 A の東側半分は、文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地（神明社東南麗南瓦窯跡）となっているため、所定の手続きを実施すること。
- 2) 地役権設定（東北電力など）がされてないか確認のうえ施行計画を行うこと。
- 3) インフラの将来計画がないか確認のうえ施行計画を行うこと。
- 4) 法定外公共物（里道及び水路）、公函等について確認のうえ施行計画を行うこと。
- 5) 都市計画道路拡幅にあたり施工条件がないか確認のうえ施行計画を行うこと。
- 6) 工事進入路等において制約がないか確認のうえ施行計画を行うこと。

## 4 整備対象施設に係る要求水準

### 4-1 基本方針

本事業は、「みやぎの安全・安心を担う真の消防人を創る」をコンセプトとして、消防学校としての実践的教育訓練機能の充実を図り、県内消防職員や消防団員の高度かつ専門的な教育訓練に対応し、洗練された、利便性の高い施設を整備していくものである。

前述したコンセプトに基づき、以下の基本方針を定め、PFI事業として民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、より効率的かつ効果的な事業を行なうものである。

(1) 機能的な施設

- ・ 異なる機能を合理的に配置し、機能的な施設計画とすること。また、消防学校の高い専門性に十分に配慮した計画を行うこと。
- ・ 訓練機能、宿泊機能が相互に連携し、効果的な教育訓練を実施できること。
- ・ 隣接する福祉施設等に対する訓練等の影響を十分に配慮すること。
- ・ 学生、教育用資機材及び訓練車両のサーキュレーションが合理的に実現できること。

(2) クオリティの高い施設

- ・ 訓練における使用や緊急時の施設利用などに対応できるクオリティを確保すること。全寮制による長期間にわたる共同生活に配慮し、基本的な居住性の向上に努めること。

- ・ 教育訓練を行う学生が心身ともに回復でき、心安らげる適切な機能を確保すること。
- ・ 大規模化、複雑化する災害に対して、実践的で高度な教育訓練機能を有すること。

### (3) フレキシビリティ

- ・ 将来の需要の変化や環境変化に対応できるよう、間仕切り変更や技術更新への対応などが容易な、フレキシブルな計画とすること。
- ・ 教育訓練のみならず、入校式等の式典、訓練大会等のイベント及び一般県民等の見学に対し、適切に対応できること。

### (4) 安全・安心の拠点

本施設の各建築物等については高い耐震性を確保すること。地震等さまざまな災害時の被災を最小限に留め、防災時の拠点として十分な機能を発揮できるようにすること。

### (5) 周辺の街づくりとの連動

- ・ 地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものとすること。
- ・ アプローチ計画においては、景観及び緑化等周辺環境との関連に留意すると共に、豊かな空間作りに努めること。
- ・ 積極的な緑化や既存樹木の保存を行うことにより、近隣住民にも親しまれる緑豊かな景観をめざすとともに、周辺地域へも緑豊かで美しい街並みが発展することを誘発するよう配慮すること。
- ・ 近隣の開発計画等、街づくりへの対応を考慮すること。
- ・ 隣接する福祉施設等に対する音、光等の影響を考慮すること。

### (6) 自然環境に優しい施設

#### 1) 環境への配慮

材料、機器等及び工法は、環境の保全に配慮したものを選定し、資源のリサイクル等有効利用も考慮したものとするとともに、有害物質等による健康被害の無い建築とし、環境と健康に十分配慮した建築を目指すこと。

#### 2) 省エネルギー

環境負荷をできるだけ減らし、省エネルギーに配慮した建築物とすること。  
宮城県の「公共施設等への自然エネルギー等の導入指針」（平成18年制定）に基づく自然エネルギーを積極的に利用すること。

#### 3) サステナビリティ（持続可能性）

積極的に温室効果ガスの排出量の低減やランニングコストの抑制を行い、サステナブルな施設をめざすこと。また、できるだけ長期にわたる利用が可能となる寿命の長い施設を実現することにより、ライフサイクル全体を通してエネルギー消費を抑えられる計画とすること。

#### (7) 合理的なマネジメント

##### 1) 低コスト・LCCM\*

建設等に要する諸費用の削減に努めるとともに、施設の長寿命化、維持管理費、将来の改修、設備更新への対応など、長期的にも経済効率の高い、持続性のある施設をめざすこと。長期的経済性（コスト縮減）への対応のため、材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルを通じて全体の費用の軽減が図られるよう配慮したものとすること。

##### 2) メンテナビリティ（保全性）の確保

施設は、維持・管理が容易に行うことができるよう配慮したものとすること。

##### 3) 運営のしやすさ

日常の教育・訓練等において、運営がしやすい施設とすること。

\* LCCM (Life Cycle Cost Minimum) ライフサイクル全般にわたって要するコストを最小にするマネジメント

#### 4-2 建築計画の要求水準

##### (1) 配置計画

1) 本事業では、旧宮城県総合衛生学院の建物等を解体し、本施設を敷地 A 及び敷地 B に計画するが、敷地 A に配置する建物等については西側にまとめて配置することにより、東側に余剰地（6,000 m<sup>2</sup>以上（都市計画道路に提供される面積も含む））を確保するものとする。ただし、建物は 5 階建て以下とすること。なお、県は敷地 A に管理教育施設及び宿泊施設を一体化して整備し、敷地 B にその他の施設を整備することを想定しているが、事業者の提案を妨げるものではない。

2) 本施設における各機能は、相互に密接な関係があり、施設の配置計画においてはこれらの機能性及び利便性を確保し、「別添資料 17」に示す施設相互の関連性を充分に考慮すること。機能性、利便性の向上に寄与すると考えられる場合にあっては、各機能を集約又は分割し、合築するなどの計画も可能である。

3) その他施設及びその他外構の形状、位置並びに規模は、各施設に対し機能性、利便性、安全性、快適性等の諸性能の向上を図ることを目指し、適切に計画すること。

4) 植栽は所定の緑化率を確保するとともに、周辺の景観に効果的な配置とすること。

5) 日影や近隣のプライバシー確保等、周辺へ配慮した計画とすること。

6) 敷地 B 西側に近接する福祉施設等には、訓練で発生する音や放水時の飛沫等を軽減

するよう十分に配慮した計画とすること。

7) 敷地内の動線計画は、駐車場や訓練車両用の車庫への車両動線、訓練生や来訪者等の人の動線を把握し、分かり易くすぐれた計画とし、可能な限り歩車分離を行う。また、教育訓練の利便性・効率性を充分把握し、それらを考慮した動線計画とすること。

8) 案内サインは、各施設の位置関係がわかるように、大きさ・デザイン・色調・耐久性に配慮し、建設予定地の適切な場所に配置すること。

## (2) 建築計画

### 1) 機能性・クオリティ・フレキシビリティ確保に関する事項

a) 各機能のエントランスホール、エレベーター、階段、教室、食堂、学生居室等は、分かり易い配置とし機能性、利便性の高い計画とすること。

b) 多種多様なカリキュラムを行う大教室、救急実習室、及び通信訓練室について、独立性と可変性を兼ね備えた優れた機能的かつ快適な空間とすること。

c) 宿泊機能は、消防特有の高い規律と厳格さによる全寮制の施設であることを踏まえ、男子学生と女子学生が明確にゾーニングされ、将来の学生変動にも対応できるようにすること。

d) 学生居室は、簡易個室のプライバシー確保やミーティングスペース（4名が対面して座れるスペース。畳敷き、イス・テーブルいずれの使用方法でも可）での連帯感育成などを兼ね備えた優れた計画とすること。

e) 食堂は、スムーズな食事の提供に向け、学生の出入り及び移動の円滑性を確保し、快適な食事空間を計画すること。

f) 管理教育施設と宿泊施設を同一棟とする場合は、明確にゾーニングし、出入口・トイレ等、全て別々に完結できるようにすること。

g) 消防学校特有の設備、備品等について理解を深め、設置方法や、収納方法等が優れていること。

h) 各機能の各室の配置及び形状等は、家具・調度品、収納、柱型、梁型、バルコニーの位置等を考慮し、機能性、利便性の高い計画とすること。

i) エントランスホール、エレベーターホール、廊下等の共用部分は、利用形態及び施設利用者数等に応じて適正なスペースを確保すること。

### 2) 安全性の確保に関する事項

a) 消防学校における教育訓練は、高所におけるロープ渡過等、危険を伴う訓練も実施するため、訓練施設、設備等の計画及び設置は特に訓練生の安全性確保に配慮すること。

b) 転倒、転落、ガラスへの衝突等の事故防止を図るため適切な措置を講ずること。また、通行に支障を及ぼす突出物を設けないよう配慮するとともに、各所コーナーの出隅部分などは面取りやコーナーガードを設けるなどの安全措置を行うこと。

さらに、上階からの落下物の危険がある箇所については、必要に応じて屋根もしくは庇を設け、通行者の安全を確保すること。

- c) 工事完了時には、室内空气中化学物質の濃度調査要領（「別添資料 29」参照）による調査を行うこと。
- d) 利用者の安全を確保し、財産及び情報を守るため、侵入対策等十分なセキュリティ対策を行なうこと。また、特に夜間における侵入者の怪我・事故防止への対策を行なうこと。

### 3) 耐久性・保全性

- a) 躯体、仕上げ、設備等の更新周期の異なる部材及びシステムは、適切に分離する等、更新作業が効率的に行える計画とすること。
- b) 訓練塔や屋内訓練場等の訓練機能各所に設ける手摺については、落下防止のみならず降下訓練や登はん訓練時の支点にも使用するため、訓練に耐えうる堅牢なものであること。
- c) 特に各所に設けるロープ設定用フックや支柱引っ張り強度 5t 以上（1, 2 階）、3 階以上を 3t とすること。また、施工後、50 箇所（検査箇所については県が指定する。）の強度試験を行うこと。また、手摺については直接ロープの支点とはしないため、引っ張り強度 5t 以上を要求するものではないが、設定したロープの荷重がかかることが想定されるため、十分な強度を確保すること。
- d) 消防学校特有の使用方法を考慮し、使用材料の耐久性を高める等、長寿命の性能確保に努めること。
- e) 本訓練塔については、特に排水、防カビ機能に配慮すること。
- f) 設備シャフトの位置・大きさ等保全性に優れた計画とすること。

### 4) 細部計画

- a) 床は清掃しやすく、滑りにくく、発音防止効果のある床仕上げとすること。
- b) コンセント、スイッチ等建築設備の位置は家具・調度品を考慮し、使用上支障のない位置に設けること。
- c) 施設内には、原則として床に段差を設けないこと。ただし、寝室・自習室にハイベット（ベットの下に机・収納等を設置）することは認めるものとする。（2 段ベットは不可）
- d) 各室等入口には、室名サインやピクトグラムを設けること。男女別に設ける室等は、男女の別も明示すること。
- e) 各室は、採光、通風、換気、騒音、振動、熱、臭気、プライバシー等について配慮し、施設利用者にとって快適な計画とすること。
- f) 壁の構造等を考慮することで、室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制すること。

- g) 人体の安全性，快適性に配慮した建設資材を採用すること。
- h) 換気扇を設ける部屋には適切に給気スリーブ等を設けること。
- i) 建具の可動部分は，無理な姿勢をとったり，強い力を加えたりすることなく，安全かつ容易に操作できること。
- j) 建具は，緊急時に，容易に操作でき，また通常時における誤作動による事故が発生しない措置を講ずること。
- k) あおり止め付きの戸あたりを設けること。（設けられない場合には開き止めを設置すること。）
- l) 引き戸は軽量化につとめ，騒音発生及び振動伝播の少ない構造等を採用すること。
- m) 各施設には消防学校特有の表示（礼式や訓練用）を行うこと。
- n) 学生居室（寝室・自習室），救急実習室等を除き土足可能とする。ただし，土足可能であっても，学生は下足室にて，靴の履き替えを行うことから，学生用の下足入れを宿泊室（寝室・自習室）内に設置すること。

#### 4-3 建築設備の要求水準

##### (1) 電気設備

###### 1) 受電方式

敷地 A への受電は，既存設備を撤去し新設すること。

敷地 B へは，電力引き込みを行っていないため，訓練塔・屋内訓練場・訓練車輛用車庫・グラウンド照明等への受電は，別敷地として新たに高圧にて引き込みを行い，地中埋設にて配管を行い，キュービクルを設けること。

###### 2) 幹線設備

- a) 電気幹線の需要率，電圧降下率は(財)日本電気協会編「内線規程」による。
- b) 配線方式はケーブルラック布設を原則とし，布設ルートは容易に点検可能な場所とすること。
- c) 設備等の監視盤は職員室に設置すること。

###### 3) 警報設備

- a) 受水槽等の水位，給水ポンプ等の運転異常について警報設備を設けること。
- b) 職員室に総合監視盤を設け，防災警報，受電設備・ポンプ・空調機等の故障警報等の表示及び共用部の照明，空調のリモコン操作を行えるようにすること。
- c) 総合監視盤には，給水・給湯集中検針システムを組み込む。なお，食堂及び厨房については，親メーター以外に電気・給水・給湯の計量メーターを設置すること。また，独立採算事業に係る施設，設備についても親メーター以外の計量メ

ターを設置すること。

d) 夜間の対応として舎監当直室に警報の移報を行う盤を設置すること。

#### 4) 電灯コンセント設備

a) 照明は、省エネに配慮した計画とすること。

b) 照明器具は、使用場所を考慮した光源を採用し、容易に球替えができるなど、形状や設置位置に配慮したものを採用すること。

c) 照度は原則として JIS 照度基準に準じる。屋外訓練施設の照明は、本訓練塔からサブ訓練塔及び補助訓練塔に向けて、ならびに、サブ訓練塔から本訓練塔、補助訓練塔及びグラウンドに向けて照射する。また、屋外訓練場周囲にも夜間訓練が安全に実施可能な照度可変式の照明設備を適宜設置すること。

d) 宿泊施設の部分には居室から廊下や階段を経て屋外に至る動線部分に就寝時間帯に点灯する保安灯を設けること。保安灯の点滅制御は、宿泊施設の寮直室にて行う。点滅は各階毎、エリア毎に制御を行えるものとする。

e) スイッチは、原則として照明器具、換気扇等の器具類毎及び各室ごとに設け、家具や備品の配置を想定し、適切な位置に設けること。

f) 一般用コンセントは 2 口とし、救急実習室、便所、冷蔵庫用、洗濯機用については、接地端子付とすること。

g) 厨房の調理機器等のコンセントは、接地端子付とすること。

h) 共用部の照明は、自動点滅方式とするなど、操作の省力化に配慮すること。

#### 5) 構内電話設備

a) MDF、電話交換機を教育・管理棟内に設置し、館内の必要箇所の電話機、ファクシミリ等の末端機器への配管配線を行うこと（電話・FAXの機器本体は県調達）。なお、電話機用は 4 回線、ファクシミリ用は 1 回線とする。

b) 公衆電話用回線を宿泊施設の玄関ホール付近に 1 回線分設置すること。

c) 食堂等運營業務に係る回線については事業者の負担にて設置すること。

d) 幹線はケーブルラック方式、分岐配線は配管配線とする。

e) 本施設における局線対応は、ダイヤルイン方式とし、電話中継台は設けない。

f) 受け口は、家具や備品の配置を想定し、適切な位置に設けること。

#### 6) テレビ 共同受信設備

a) 地上波デジタル放送、都市型 CATV（ケーブルインターネット含む）及び BS 放送に対応できる設備（将来対応可能な引き込み対応管路の整備）とすること。

b) 各テレビ端子の出力端子電圧は 70dB 以上、画質評価 3 を標準とする。また、家具や備品の配置を想定し、適切な位置に設置すること。

## 7) LAN 設備

- a) LAN を構築し，教室や屋内訓練場等でパソコンを利用した教育を行える環境を整備すること。なお，県庁 LAN に接続するものではない。
- b) 宿泊施設の寝室・自習室の各個室までモジュージャック（情報コンセント）を整備すること。

## 8) 消防用設備

消防用設備の整備にあたっては，消防法及び関連法令の遵守と所轄の消防署と十分な協議を行った上で行うこととする。なお，自動火災報知設備等を設ける場合以下の点に留意する。

- a) 建物の防災監視を 1 カ所に集中させ，非常時の対応をスムーズに行えるよう，職員室に防災盤（自動火災報知設備，防排煙連動設備等）を設置すること。
- b) 幹線はケーブルラック方式，分岐配線は天井内ケーブルころがしとし，立下げ部は配管による保護を行うこと。
- c) 夜間の対応として舎監当直室に副表示盤を設置すること。
- d) 各種感知器をはじめ，必要な消防用設備等（消火器も含む）は消防法に基づき設置すること。

## 9) 全館系統拡声設備・ローカル系統拡声設備

- a) 全館系統の放送設備は非常放送（設置する場合）兼用業務放送とし，BGM，呼出し，始業・終業等のチャイム放送及び非常時の誘導放送が行えるものとする。（アンプ，マイク設置場所は職員室）
- b) 屋内訓練場に，高音質集会用拡声設備を設けること。全館放送を優先出来るように，カトリレーを設けることとする。（アンプの設置場所は屋内訓練場の一部）
- c) 宿泊施設の受付及び寮直室に副放送設備を設けること。
- d) 訓練用「呼集用設備」として，非常呼集（非常ベル音等・音声放送）と火災出場を想定した臨時呼集（電子音「予告トーン」・本指令「電子音声」・音声放送）を行う設備を全館系統の放送設備に組み込み，その操作を職員室及び寮直室にて行えるようにすること。

## 10) 電気時計設備

- a) 親時計を職員室に設け屋内訓練場に子時計を 1 箇所設置する。定時にチャイムが鳴り，設定変更が 2 パターン以上登録できるものとする。また，時間誤差等の管理を容易に行えるよう配慮する。なお，これらの設備時計以外の時計については，県が調達する。

#### 11) 視聴覚設備

- a) 視聴覚設備は「別添資料 24」等に示すパソコン(以下 PC), プロジェクタ, プロジェクタワゴン, DVD レコーダ(以下 DVD), BS 内蔵 VHS ビデオデッキ(以下 VTR), オーバーヘッドカメラ(以下 OHC), 電動スクリーン, 電動遮光カーテン, アンプ, 固定スピーカ, マイク, モニタカメラ, モニタと操作卓の設備, 機器類で構成し, 操作卓で一括操作が行えるものとする。

#### 12) ITV 設備

- a) 校門を出入する人や車が確認できる様に ITV カメラや赤外線センサを設置し, 職員室と舎監当直室にモニタやチャイムを設けること。

#### 13) インターホン設備

- a) 校門にインターホンを設置し, 夜間, 休日に職員室と舎監当直室で通話できる設備を設けること。

#### 14) 防災行政無線設備

- a) 防災行政無線設備及びキュービクル式発電設備の整備は, 本事業範囲には含まない。

#### 15) 屋外訓練場の消火栓有圧設備

- a) 屋外訓練場に設ける地上式及び地下式の消火栓への有圧水作成が可能な設備とすること。

#### 16) 各訓練塔の電気設備

- a) 耐熱濃煙訓練室の電気設備
- b) 模擬火災訓練室の電気設備
- c) ボンベ充填室の電気設備
- d) ホース乾燥施設の電気設備
- e) 救助用安全ネット及びロープ巻取設備の電気設備

### (2) 機械設備

#### 1) 給水設備

- a) 旧総合衛生学院校舎は, 敷地 A の北側道路(市道東仙台幸町線)側から量水器口径 40mm で引き込み, 本校舎北側の地上に設置した受水槽(18t)に貯水している。
- b) 既存の給水設備は撤去し, 計画に従い, 水道局と協議の上, 適切な設計を行うこと。

- c) 敷地 B への給水は、計画に従い、水道局と協議の上、適切な設計を行うこと。
- d) 100 t の訓練用防火水槽は、1 回の訓練で 50 t の水を使用するため、他の給水に影響を与えずに 1 晩で 100 t の水を溜められるようにすること。

## 2) 排水設備

現状の敷地 A からの汚水排水は、汚水柵を経由し、北側道路（市道東仙台幸町線）側下水道本管へ取り付けている。現段階では以下のような整備方法を想定しているが、関係各所と協議の上、設計を行うこと。

- a) 敷地 A においては既存の排水設備を利用し、位置指定道路（No.5119）の公設柵を経由し、東側道路（市道川内南小泉（その 1）線）側の下水道本管へ取り付けるものとする。
- b) 敷地 B からの排水は、放水訓練や潜水訓練施設があり、多量の排水が想定されることから、市の下水道課と十分な協議を行い、東側道路（市道川内南小泉（その 1）線）側の公設柵を経由し、下水道本管へ取り付ける。（新設）
- c) 通気は伸頂通気方式とし、汚水と雑排水はそれぞれ別系統とする。また、臭気が施設内に侵入しない等、居住環境に影響のない位置で大気へ開放すること。

## 3) 衛生設備

- a) 各給湯個所には、シングルレバー混合水栓を使用し、浴室部分はシャワー付とすること。
- b) 便所の大便器は洋式便器とし、洗浄付便座等が設置できる構造のものとする。
- c) 洗面器、小便器にはセンサによる自動水栓、自動洗浄設備を設置すること。

## 4) 屋外訓練場の消火栓有圧設備

- a) 屋外訓練場に設ける地上式及び地下式の消火栓とそれに供給する有圧水の供給設備としてポンプ設備や給水管等の設備を設けること。
- b) 有圧設備は、5 基分の消火栓の放水量（1 基あたり 3,000 l/min × 5 基）と 0.5MPa の圧力を確保できるものであること。

## 5) 受水槽・ポンプ室

- a) 受水槽は 2 槽式とすること。
- b) 受水槽の材質は、赤水を発生させないものとする。
- c) ポンプ室には、室温により自動運転する機械換気装置を設けること。
- d) 機器の点検、取替及び浸水対策等に配慮した配置計画とすること。
- e) 各施設への給水計画は、洗濯・給食調理・風呂など一時に用水が集中することに配慮した計画とすること。

## 6) 空調換気設備

### a) 換気設備

厨房の換気については、周辺への臭気の影響を考慮した設備とすること。

給水ポンプ室、電気室等の換気は、機械換気設備とし、騒音や省エネを考慮した構造、運転方式とすること。

機械換気設備の排気口には、雨や害虫等の侵入を防ぐため、換気フードを取付けること。

### b) 空調設備

空調設備は、使用場所に応じた運転が可能で、かつ、できる限り環境負荷や光熱水費を低減できる方式、機器を選定すること。

教室、学生居室等の使用時間、使用頻度等にばらつきのある部屋の空調設備は、個別運転が可能でかつ運転制御を集中管理できるシステムとすること。

## 7) ガス設備

敷地 A への都市ガスの引き込みは、校舎敷地の北側道路（市道東仙台幸町線）側本管から 100 にて引き込みを行っている。現段階では以下のような整備方法を想定しているが、関係各所と協議の上、設計を行うこと。（LPG でも可）

a) 敷地 A の既存ガス供給設備は撤去し、ガス供給業者と協議し、新たに引き込みを行うこと。

b) 敷地 B へのガスの供給は、屋内火災訓練システム等へのガス供給のため、東側道路（市道 川内南小泉（その 1）線）側からの引き込みとすること。

## 8) 昇降機設備

管理教育施設には、乗用エレベーター1 基以上を設置するものとし、訓練用エレベーターとしても使用する。宿泊施設は、地上 4 階以上に居室を配置する場合は、乗用エレベーター1 基以上を設置する。管理教育棟と宿泊施設を同一棟とし、宿泊施設を地上 4 階以上に設置する場合、乗用と訓練用エレベーターを兼用することを認めるものとする。ただし、1 階部分では管理教育棟施設エリア内に着床し、宿泊施設エリア内には着床させないものとする。また、1 基とする場合、訓練用として使用するための配慮をすること。

エレベーターは、各階停止とすること。

エレベーターは福祉対応仕様とすること。

かごの大きさは JIS 乗用 13 人乗り以上、速度は 90m/min とすること。

停電時自動着床、地震時管制運転を備えること。

かご内インターホンは職員室に設置する監視盤及び舎監当直室に設置する副受信盤のインターホンと相互通話ができること。また、遠隔監視装置を備え、

保守会社とも通話ができるものとする。

エレベーター訓練の利用を考慮した仕様とすること。訓練は、閉じ込め救出訓練、非常用エレベーター取扱訓練、その他エレベーターを利用した消防訓練を行うが、訓練の方法については、「救助隊用エレベーター教育資料（社団法人 日本エレベーター協会）」を参考にする。（訓練用）

各階エレベーターホールとかご内に相互通話設備（施設）を設けること。（訓練用）

エレベーターホールからかご内を見通せる窓を設けること。

エレベーターは非常用エレベーターを想定した訓練を行うため、かご内には非常用エレベーター運転キースイッチと各階エレベーターホールに非常用エレベーター呼戻釦を設けること。また、運転は非常用エレベーター取り扱いのシミュレーション訓練を行うため、一次、二次消防運転（「非常用エレベーター説明書 消防隊用（社団法人 日本エレベーター協会）」参照）が可能な回路を設けること。（訓練用）

エレベーターは救出訓練に使用するため、階の中間部に任意に停止できるようにすること。（訓練用）

#### 4-4 各施設の個別事項

##### 4-4-1 整備対象施設（主要施設）

###### （1）総論

各種訓練施設を限られた敷地面積に効果的に配置し、消防職員や消防団員に対し十分な訓練ができる施設とすることはもとより、自主防災組織や各種ボランティア団体などの県民が利用できる施設の整備が望ましい。

各種訓練施設は、平面・独立的な各種訓練施設ではなく、地上階、屋内外壁体を効率的に利用できる立体的・一体型訓練施設とすることで訓練効率や管理効率を高めることが必要である。

気象条件に左右されずに効果的な訓練を行うことができる施設とすることが必要である。

環境や資源のセーブにも配慮した施設の整備を行うことが必要である。

各施設等の具体的な整備水準は、本要求水準書及び「別添資料 15」～「別添資料 19」を満たすこととする。

###### （2）管理教育棟

###### 1) 定員

校舎施設の定員は、退職消防職員がピークとなる平成 24 年度の退職者数 136 人を考慮し、初任教育生 140 人が使用可能な施設として整備する必要がある。

## 2) 一般教室

140人全員で授業ができる大教室1室、60人の授業ができる中教室2室、少隊編成で演習ができる小教室6室程度が必要である。なお、小教室6室については、中教室2室を可動間仕切り（遮音性のあるもの）にて分割し、小教室として利用できるようにしてもよい。また、大教室については、一般利用者向けの講習等を行うことを想定し、ユニバーサルデザイン対応を行うこと。

## 3) 理化学実習室

石油・ガス・毒劇物・化学薬品等の引火点測定や化学反応等の理化学実験等の実習を行うための施設。

## 4) 理化学実習準備室

実験に使用する器具及び毒劇物・薬品等の保管の施設。（薬品保管庫との兼用も可。）

## 5) 救急実習室

人工呼吸器、心電図、訓練用人形等を使用して、負傷者の応急処置等救急隊員として必要な実技を修得するための施設。当該施設は、高規格救急自動車や救急車カットモデル（高規格救急車実車（中古でも可）を購入し、板金加工業者等でカットしたもので可）等を使用し、狭い車内での適切・迅速な応急手当等を習得できるよう整備するとともに、実習室内（若しくは隣接して）に救急資機材及び薬品等を収納できる場所及び資機材の洗浄用としての流し台のスペースを確保することが必要である。

## 6) 情報処理教室

消防庁では消防職員、消防団員、地域住民に対する防災・危機管理の学習の場として、インターネットによる「防災・危機管理e-カレッジ」を提供している。消防学校教育において、当該コンテンツを有効に活用していくほか、パソコン（県調達）を利用した教育を実施する施設。

## 7) 通信訓練室

119番通報受信から消防署・消防車両への出動指令等の訓練を行うほか、大規模災害を想定したロールプレイング学習等を行う施設。

## 8) 資料展示室

火災予防、消防用設備の学習に使用するため、避難誘導灯、火災報知器、煙感知器、スプリンクラー等の各種設備を展示する場所（展示パネルは県調達）。ただし、火災報知実験室としても使用するため、展示パネルのほかに実際に作動できるスプリンクラー、特殊消火設備、煙感知器が必要である。一般見学者の利用を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮すること。

## 9) 火災報知実験室

消防設備の検査・査察実習を実施するため、スプリンクラー設備や特殊消火設備による消火や火災報知器による警報などの作動する状況を視認できる施設。

なお、各設備の整備内容は以下の通りとする。

スプリンクラーは、開放型は放水できるもの、閉鎖型はモデル（放水しない）を各一つづつ整備する。

特殊消火設備は、炭酸ガス消火設備について、タンク、配管、ヘッドの組合せをモデルとして1セット整備する（ガスは出さない）。

火災報知器による警報などの作動する状況を視認できる施設は、煙感知器及び熱感知器、総合盤、ポンプ、スプリンクラーヘッドを各一つづつ整備する（作動させる）。

#### 10) 消防用設備等実習施設

予防査察科、警防科の課程において必要となる消火器カットモデル、屋内消火栓ボックスモデル等（県調達）。

#### 11) 高圧ガス実習施設

予防査察科、警防科及び初任科の課程において必要となるバルクタンクカットモデル（県調達）、配管耐震構造展示モデル（県調達）等。

#### 12) 危険物実習施設

予防査察科、警防科及び初任科の課程において必要となる地下タンク貯蔵所の模型（SF、FF タンク等）（県調達）、危険物屋外タンクの泡消火設備モデル（浮屋根構造等の上部及び泡消火設備の配管）（県調達）等。

#### 13) 教職員用施設

校長室、職員室、教職員用シャワー室・更衣室（男女）・休憩室、会議室、試験問題作成のための印刷室等。

#### 14) 医務室

訓練中に怪我をした場合や体調を崩した場合の安静室。

#### 15) 講堂（屋内訓練場との兼用可）

入学式、卒業式等の式典、学生のほか一般県民にも聴講させる特別講演、図上訓練等の実施のための施設。

#### 16) その他の室等

教材に使用する機器・薬剤等の保管室、銃保管庫、図書室、講師控室、日帰り教育を受講する者のための荷物室、休憩室（コーナー）、倉庫、書庫、庁内業務従事者のための用務員室、当直交代ホール、喫煙室、給湯室等が必要である。

\* 上記 h) , i) , j) , k) , l) については広報機能を付加し、一般県民の見学施設として対応できるよう、同室内に一体として整備する。

### (3) 実技訓練施設・設備等

#### 1) 訓練塔

各訓練塔の計画にあたっては、「別添資料 17」を考慮の上、日常の教育訓練

はもとより，全国消防救助技術大会，東北地区支部消防救助技術指導会の各仕様（「別添資料 18」及び「別添資料 19」参照）を満たすものでなければならぬ。（コース数は，東北地区支部消防救助技術指導会のコース数とするが，仕様は全国消防救助技術大会に基づく設備を設置すること。）

a) 本訓練塔

高層建築物での火災・事故を想定した消火や救出・救助訓練を行う施設で，渡過訓練，降下訓練，はしご自動車の進入・消火・避難誘導訓練，周囲に電柱等の架梯障害を再現しての架梯訓練，電柱火災を想定しての災害対応訓練ができるよう整備する必要がある。また，県内の高層建築物の状況を考えれば，少なくとも地上 10 階以上の施設とする必要がある。

耐熱濃煙訓練室

主に人命検索訓練を行う施設で，火災現場における被害者の発見，救出救助，避難誘導を実施するため，迷路を作成し，都市ガスを使用して高熱・濃煙を発生させる設備を装備し，火災現場を再現できるような施設。

模擬火災訓練室

狭く消火活動場所が限られる各種建物火災を想定し，立体的（2 階）な模擬火災訓練が実施できる施設。

実火災訓練室

実火災の消火訓練を屋外で実施することは，現在の社会情勢から困難であることから，火災現場を想定した小規模な実火災消火訓練を実施できる施設（燃焼用のオイルパンは県が調達）。火災原因調査における燃焼・消火実験施設を兼ねる。ガソリン等危険物の燃焼・消火訓練を行う施設であり，消防設備（泡消火等）を使用する。

横坑救助施設

下水道，地下等の狭い横坑，倒壊した家屋のがれき，岩盤の崩落等，立ったままでの姿勢で活動が困難な場合の救出，救助訓練を行うための施設。

危険物火災消火施設

危険物火災に必要な泡放射訓練施設は，消防吏員の基礎的な訓練として必要不可欠で恒常的に実施できる訓練環境の整備が必要であることから，実火災訓練室での訓練と消火薬剤処理施設（中和処理槽）の整備を行うこと。なお，1 回の訓練に使用する泡消火剤は，原液 20 リットル程度を 5% に薄めたものを使用し，1 日 5 回程度の訓練を実施する。訓練後，床に残留した泡消火剤を流すため少量の水を使用する。また，火災の発生には，1 回につき灯油 3～4 リットル程度，ガソリン 1 リットル程度を使用し，およそ 1 m<sup>3</sup> のオイルパンに水を張り，水の上にガソリン，灯油を浮かせて着火する。

水損防止訓練施設

現在の消防活動，特に多層階の建築物においては，消火活動と併せて水損害

防止は消火活動の基本である。このため、訓練塔の一部のフロアを水損防止訓練が実施できる構造とする必要がある。（水損防止訓練とは：消防隊が放水した水で下階が水で被害を受けることを極力抑える訓練で、ブルーシート（県調達）等で室内を覆い放水した水が室外に流れるよう処置をする訓練、ゲル状凝固剤により床に溜まった水を凝固化するなどの訓練、また可搬式の排水ポンプで床に溜まった水を屋外へ排水する訓練など）

b) 補助訓練塔

本訓練塔と対にしてロープブリッジ渡過訓練や降下訓練、引揚救助訓練等の訓練ができる施設。

立坑救助施設

出入口が狭く、空気呼吸器を着装したまま進入できない井戸、マンホール、浄化槽等の立坑からの救出、救助訓練を行うための施設。

横坑救助施設

下水道、地下等の狭い横坑、倒壊した家屋のがれき、岩盤の崩落等、立ったままでの姿勢で活動が困難な場合の救出、救助訓練を行うための施設。

c) サブ訓練塔

ロープ登はん、梯子登はん等の訓練ができる施設とし、6階以上の施設とする必要がある。

2) 屋内訓練場

天候不良等により屋外での訓練ができない場合に、ロープ渡過、降下訓練、ロープ登はん、梯子登はん等の救助訓練、操法訓練等に使用するための施設で、フロアは大型車両を導入して各種訓練が行える耐荷重性を有する構造であることが必要である。入校式等の講堂的な利用を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮すること。

a) フリークライミング壁

山岳救助を想定した訓練・体力練成のための施設。

b) NBC 災害訓練施設

地域に関係なく発生する可能性が高い NBC 災害（NBC：Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の略）については、第一線で活動する消防機関の対応が極めて重要であり、常に訓練ができる施設が必要であることから、屋内訓練場にその機能を整備するため、防護服、除染用のエアータント等、防染資機材の収納スペースが必要である。

3) 屋外訓練場

a) 概要

各種訓練（消防活動、救急救助、ポンプ操法、訓練礼式、体力強化）が実施可

能な面積を有し、頻繁に放水訓練を行う必要がある。また、グラウンド周囲の舗装範囲は、訓練のために大型車両等が進入しても支障のない耐荷重性を有し、放水訓練（放水量は 50t を想定）に対応できる排水処理機能が必要である。なお、訓練において火災は発生させず、水以外の消化薬剤等は使用しない。

b) 付帯施設

付帯施設として、夜間訓練のための照明装置、救助訓練用ロープ等を固定するアンカーフック（地下収納型）、放水訓練に使用する地下貯水槽及び訓練消火栓を整備する必要がある。又、訓練用消火栓の有圧用としてポンプ設備も整備する必要がある。

c) 災害時利用、開放

本施設のグラウンドは、地域住民の避難場所や緊急消防援助隊運用時の前進拠点などとしての使用も想定されることから、学生用、開放時の一般利用者用として設置する屋外トイレの他、災害時に便器や囲いを置いて非常用トイレとして機能するよう、公共下水道本管に接続する敷地内污水管の上部にマンホール（10 箇所程度）を設置すること（非常用トイレ（便器・囲い等）は県調達）。

屋外訓練場は、授業終了後や休日において、近隣地域の住民等への施設開放を行うものとする。屋外訓練場及び訓練施設の整備に当たっては、安全管理等への配慮を優先とし、住民への開放が可能なものとする。

敷地 A にはグラウンド開放用の駐車場を計画することは不可し、学生駐車場のうち、敷地 B に設ける駐車場とは別に、敷地 B 内の舗装部に計画すること。

屋外訓練場等の開放範囲は、トラックを含むグラウンド、開放時利用者の駐車スペース、屋外トイレ及びこれらに通ずる通行部分とする。また、開放範囲の考え方を「別添資料 21」に図示するが、「別添資料 21」は「別添資料 20」の施設レイアウト（案）の場合の開放範囲を例示したものであり、事業者が提案する施設配置が「別添資料 20」と異なる場合は、当該施設配置によるものとする。

なお、開放中の管理は県が行う。開放時は、開放範囲以外の施設への侵入ができないよう上下式の車止めポール及びロープの設置、並びに、機械警備などのセキュリティ対策や進入防止の注意喚起となる措置を行うこと。

d) 電柱火災訓練施設

この訓練施設は、屋外訓練場に電柱と模擬的な電線等を設けることとする。また、高層建築物に対する梯子車の伸梯訓練での障害物としての利用も想定している。

e) 倒壊家屋・がれき救助訓練施設

この訓練施設は初任科や救助科における検索救助器具の取扱いや人命救助訓練において必要不可欠な訓練施設である。

屋外訓練場内に模擬的な倒壊家屋やがれきを設置することにより実現可能な訓練施設であるが、訓練中の倒壊等による事故を防止するため、再倒壊が発生

しない構造とする必要がある。

\* 実技訓練施設・設備等の各施設は、屋外訓練場の開放時のセキュリティ、注意喚起に留意すること。

#### 4) 潜水訓練用施設

水深 6m、直径 8mの潜水訓練用プールとし、浄化設備を併設する。使用しない時には耐候性のあるシート等で水面を覆うことができるものとする。水難救助訓練施設（25m プール）については、放水訓練の影響を受けないエリアに、将来整備可能なスペースのみ確保しておく。安全上、特に夜間の侵入者対策を施すこと（照明、施錠、警備等）。

#### 5) 屋内体育施設（トレーニング室）

管理教育棟に設ける。学生の体育授業及び体力強化トレーニングを行うための施設。消防業務の遂行には、体力の維持・強化が必要不可欠であることから、各種体力錬成用機器・器具を備え付け、授業時間外にも使用できる施設とする必要がある。少人数の入校式で利用することもあるため、ユニバーサルデザインに配慮すること。

#### 6) エレベーター（救助訓練併用）

エレベーターの故障や作動停止により閉じこめられた者の救出救助訓練を行う施設。非常用エレベーターの取扱い訓練が実施できる施設として整備する必要がある（本設の附室（排煙設備含む）は不要であるが、附室を想定した訓練を行えるようスペースのみ確保すること）。当該施設は、通常時、障害者の移動や資機材・物品の運搬用として活用できるため管理教育棟に設置することが望ましい。

#### 7) 寄宿舍（宿泊施設等）

##### a) 定員

宿泊施設の定員は、140人が宿泊可能な施設として整備する必要がある。その内、女性室は、今後の採用数の増加を考慮し、12人分を確保する必要がある。

なお、事業期間中に学生数が減少するため、寝室・自習室（男子）のうち32名分（8室）については、いわゆるプレハブ建築等により整備し、学生数が減少した段階で解体撤去する提案も可能であるが、定員減少時においても108名（うち女性12名）の寝室・自習室（娯楽室転用分を除く）を確保できるようにすること。ただし、当該プレハブ建築部分についても、常設部分の寝室・自習室と比較して遜色のない機能性・居住性を確保することを条件とし、また、常設部分の宿泊施

設との動線に支障のない計画とすること。

b) 寝室・自習室

学生の寝室等は、消防業務における集団活動の重要性から、完全個室とするのではなく、4人で1部屋とし、共同生活体制を維持した上で、プライバシーを確保できる施設とし、各個人のブースは窓に面して設けることが望ましい。

供用開始時は、学生数のピーク時となるため、上記定員分の寝室・自習室を整備する。ただし、学生数の減少後は、寝室・自習室の一部について娯楽室へ改修するものとする。ピーク時の娯楽室は、共用部分に娯楽コーナーとして設けることも可とする。

なお、娯楽室への改修は県が行うものとする。事業者は改修に配慮した計画とすること。

c) 食堂・厨房施設

消防実技訓練は体力を消耗するため、昼食後の休憩時間を有効に活用し、体力の回復を図る必要があることから、交替ではなく全員が一斉に食事が摂れるよう、120人分の食堂・厨房施設及び配膳スペースを確保すること。

学生の心身の健全な発達と食生活の改善に寄与するため、常に「安全」かつ「安心」な給食を提供できる優れた設備や最新の機器を生かすこと。また、食材の安全性を確保するために、衛生管理が行き届く施設設備とし、正確な情報収集により危機管理を図り、食中毒を防ぐことができる施設とする。「大量調理施設衛生管理マニュアル」等、関連する衛生基準を参考にし、HACCPの概念に基づいた施設とする。

学生の家族を招く食事会での利用も行うため、ユニバーサルデザインに配慮すること。

d) 舎監当直室

新規採用者のための初任総合教育は1年間の教育であり、消防業務における集団活動の重要性から全寮制を採っており、学生を指導・監督するための舎監当直室を設ける。

e) 寮直室

現在、学生自らが寮内の生活秩序を守る寮直制度を採っていることから、寮直室を設ける。

f) 浴室

学生用の浴室(男子)には2基の浴槽を設置すること(最低10名以上の浴槽でシャワーは20名程度、1回の利用人数は40名程度の施設を想定)。

g) 乾燥室

クローゼットタイプ(ロッカータイプ)又は、空調による乾燥室とする。各人が一日に活動服、ジャージ(2着支給)、シャツ等を夜洗濯し、翌日の夕方までに乾燥できる能力を有するものとする。また、乾燥機を使用する場合、消灯後の

使用は認めません。乾燥室の場合は、消灯後も使用可とする。

h) その他の室等

娯楽室，洗面・洗濯・乾燥室，給湯のためのボイラー室，医務室，調理員控室，下足室，喫煙室，エントランスホール（面会用）等を設ける。また，全学生が洗濯物等を干すことが出来る物干しスペース（バルコニー等）を設けること。

8) その他の施設

a) 訓練車両用車庫

b) 各種訓練で使用する消防用車両を格納する車庫及び車両用資機材倉庫。車庫前には洗浄設備を整備すること。各車両の仕様は「別添資料 28」に示す。

表 4-1 現有車両一覧

車両種別	台数
消防ポンプ自動車	7台
救助工作車	1台
高規格救急自動車	1台
水槽付き消防ポンプ自動車	1台
いぶき（救急普及啓発広報車）	1台
マグマくん（防災指導車）	1台

c) 燃料庫

訓練用車両（ナンバー無し）の給油をするための施設であるが，安全管理上，自家用給油取扱所として整備するものである。（危険物取扱者が必要となる場合は，県が職員から専任する）。

保有空地として間口 10m，奥行き 6mが必要である。地下タンク，計量機，係員詰所は不要であるが，車両を横付けできるよう配置すること。

d) 高圧ボンベ充填室（兼ボンベ倉庫）

空気呼吸器，空圧工具（県調達）に使用する高圧ボンベ（県調達）をエアーコンプレッサー（150K（8L）ボンベを 60 分に 30 本以上充填可能なもの）により充填し，収納する施設で防爆構造とすること。

e) ホース乾燥施設

訓練で使用したホース類（県調達）を，建物施設の壁体等を利用し，自然乾燥させる施設で，ホースが長大であることから，モーター駆動による上下可動式とする。

f) 資機材倉庫

訓練で使用する各種資機材が収納できる倉庫で，各訓練施設毎に設置されることが望ましい。

g) 屋外トイレ

長時間にわたる屋外実技訓練を実施するため屋外トイレを設ける。

h) 公用車駐車場

事務用の公用車の駐車場（カーポート程度）。駐車場前には洗浄設備を整備すること。

i) ヘリポート

救助科教育，大規模災害時の応急対策や緊急消防援助隊の活動拠点となることから，離着陸訓練用及び臨時ヘリポートとして整備できるスペースを設ける。

j) 放水訓練施設

本訓練塔の壁面を利用し，消防ポンプによる放水訓練を行うための施設で，本訓練塔の外壁を放水壁として整備する。

\* その他施設の各施設は，屋外訓練場の開放時のセキュリティ，注意喚起に留意すること。

#### 4-4-2 諸室相互の関連性

諸室ごとの内容，機能，利用時間等の運営計画，運営組織や管理計画などを考慮し，諸室相互の機能的関連性を以下に示す。

##### (1) 管理・教育施設

###### 1) 職員室と玄関ホール

職員室からも玄関ホールの出入り管理を行えるよう，職員室と玄関ホールは隣接している必要があり，職員室と玄関ホールの上に小窓を設けること。

###### 2) 当直交替ホールと寄宿舍

当直交替ホールは学生寮直等の交替・引継ぎを行うため，寄宿舍からの動線に配慮すること。

###### 3) トレーニング室と寄宿舍

トレーニング室は自習時間や自主勉強時間等の夜間に利用するため，トレーニング室と寄宿舍との動線に配慮すること。

###### 4) 教育施設

教室，実習室等，座学にて使用する部屋については，動線に配慮してグルーピングを行うこと。

###### 5) 大教室と荷物室

荷物室は大教室を利用した日帰り学生の荷物保管室であるため，大教室と荷物室は近接させること。また，エレベーターからの動線にも配慮すること。

###### 6) 理化学実習室

理化学実習室と薬品庫，理化学実習準備室を近接させること。なお，薬品庫は理化学実習準備室と兼用可とする。

## 7) 大会議室

大会議室（管理用）は，外部へ向けた PR 室としても使用するので，玄関ホールからの動線に配慮すること。

## 8) 救急実習室

救急実習室へは，屋外から高規格救急車（ハイエースハイルーフ程度）が侵入するため，外部に面した位置に配置する必要がある，進入箇所の周辺はコンクリート床にする必要がある。救急実習室には救急車のカットモデル（高規格救急車実車（中古でも可）を購入し，板金加工業者等でカットしたもので可）を車式 1 台及び造り付け 1 台の計 2 台設置するため，カットモデルの搬入可能な配置とする必要がある。また，救急実習室は連携した利用が想定されるため，広い一続きの空間とする必要があるが，可動間仕切り（スライディングウォール）を設け，2 室に分割して使用できるようにすること。ただし，この可動間仕切りには防音性能は不要である。

## (2) 実技訓練施設

### 1) 耐熱濃煙訓練室

最新消防訓練システム\*（高温・濃煙の発生及びプログラム制御による多彩な模擬火災が可能なシステムの導入を想定している（設定温度は最高 100 ）。ガス等（油を利用しない）を燃料とし，消火訓練後の清掃・油水分離等の省力化も期待できる。県が調達する予定であるが，提案により本事業の施設整備において整備することを妨げるものではない。）からダクト等の配管により熱気・煙を提供できるようにするため，模擬火災訓練室及び最新消防訓練システムの機械室との配置関係に留意する。

#### \* 最新消防訓練システム

- ・ 実物大モジュール(床置)，ガス濃度検知部フィルタ，温度センサ（側壁用・天井用），火災発生ユニット(床置)，付帯設備監視版(床置)，蒸発器制御盤(壁掛)，プロパンガス遮断装置，ガス検知器，換気扇，換気扇操作盤(壁掛)，現場操作盤(壁掛)，排気ファン(上階スラブ置)，蒸発器(床置)，緊急遮断弁操作盤(壁掛)，ガスボンベ，N<sub>2</sub>ボンベ 等からなる。
- ・ 建物への要求事項としては下記 ~ の内容を想定している。ただし，下記以外に耐熱濃煙訓練場までの熱気・煙のダクトが必要であり，ダクト寸法・流量は個別に設計して求めることとなる。

#### 模擬火災訓練室

- ・ 内部温度は，火災モジュール周辺で 600 程度，その他で 500 程度となるので，鉄筋コンクリート造。

- ・ 側壁及び天井面には，放水圧力が作用する。
- ・ 室内の給排気用として，有効面積 1 m<sup>2</sup>以上のガラリを壁面に設置。
- ・ 訓練室ドア及びガラリはスポット溶接による組み立て品を避ける。
- ・ 最新消防システムメーカーの設計による機器基礎，配管・ダクト用開口部及び熱遮蔽板埋込金物を設置。
- ・ 排気管にはトラップを設け，万一の漏洩ガスが排水管内に流入するのを防止。

#### 機械室

- ・ 平面寸法は 2.5m × 5m程度，天井高さ（梁下）は床面から 2.5 m程度。
- ・ 室内の給気用として，有効面積 0.5 m<sup>2</sup>以上のガラリを壁面に設置。
- ・ 最新消防システムメーカーの設計による機器基礎及び配管用開口部を設置。
- ・ 訓練室と機械室を仕切る壁床面に幅 50mm以下の排水溝を設ける。

#### プロパン庫

- ・ ガス滞留防止のため，壁面 2 面に床面積 1 m<sup>2</sup>当たり 300 c m以上の開口が床面に面する位置に必要な。

なお，最新消防訓練システムが提案で導入されない場合，最新消防訓練システムからの熱気及び煙を使用することができないため，スモークマシンによる煙及びサウナ方式等による熱をもって耐熱濃煙訓練を行う。この場合，スモークマシンは要求水準書及び別添資料に示すスモークマシンを耐熱濃煙室内若しくは近接設置して使用し，サウナ方式等の熱源についても耐熱濃煙室内若しくは近接設置して使用する。最新消防訓練システムが提案で導入されない場合は，サウナ方式等の熱源については事業者の調達範囲内とする。

## 2) 模擬火災訓練室

最新消防訓練システムを使用した模擬火災訓練を想定している。最新消防訓練システムの機械室との配置関係に留意する。

## 3) 実火災訓練室

実際にガソリン又は灯油を燃焼させた後に消火作業を行う。火災の発生には，1 回につき灯油 3～4 リットル程度，ガソリン 1 リットル程度を使用し，およそ 1 m<sup>3</sup>のオイルパンに水を張り，水の上にガソリン，灯油を浮かせて着火する。なお，この訓練における着火から鎮火までに要する時間は，数分間程度。この訓練は，一日に 2 回以上行うことはなく，年間で最大 4～5 日程度を想定している。

実火災訓練観察室に隣接し，観察窓（耐火ガラス）により実火災訓練観察室から状況の確認ができるようにすること。

## 4) 各訓練塔の救助訓練場

立坑・横坑の設置，及び渡過訓練ロープ・安全ネットの設置が必要であるため，訓練場相互の位置関係に留意が必要である。

5) 潜水訓練用施設

潜水訓練用プールには管理用通路を隣接させ，監視窓により，状況の確認ができるようにすること。

(3) 宿泊施設

1) 舎監当直室

舎監は，寮内での学生指導（教育）や夜と朝の点呼を行い，建物の管理人の役割があるため，舎監当直室は玄関ホールに近く，各階への動線に配慮した配置とすること。

2) 寮直室

寮直は学生が当番で行う作業であり，作業内容は外部，内部に対する受付窓口業務であるため，玄関ホールと隣接している必要がある。

3) 寄宿施設・生活共用施設の各室

寝室・自習室，トイレ，浴室・脱衣室，洗面・洗濯・乾燥室，談話室等，男子・女子毎に動線を配慮したグルーピングが必要となる。

4) 食堂

学生や職員の日常の食事や全学生の集会に利用する他，食堂では年に1回食事をを行うため，玄関ホールからの動線にも配慮が望まれる。

5) 厨房

食堂との配膳・下膳の流れに配慮するほか，食品庫や職員用便所との動線に配慮が必要である。また，売店（日用雑貨品）への対応を厨房の調理員ができるよう，厨房に近接した位置にスペースを確保することが望まれる。

4-4-3 必要諸室等の性能・機能条件

各諸室の仕様については「別添資料 16」を遵守すること。

諸室性能表に示す面積については標準とする。ただし，管理教育施設の救急実習室，訓練塔の全室については最低基準を示す。

その他各室の主な要件や設備を以下に示す。

(1) 管理教育施設の主な設備等

必要諸室の設備等の内容を以下に示す。参考として「別添資料 20」を示すが，事業者の提案を妨げるものではない。

室等	設 備 等 の 内 容
会議室 (大・小)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議室用机椅子(会議室(大)用は事業者調達, 会議室(小)用は既存利用)を設置</li> <li>・ 会議室(小)は, 小教室の一つと兼用が良い</li> </ul>
職員更衣室 (男子)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更衣ロッカー(県調達)設置</li> <li>・ 一人あたり活動服, 救助服, 制服, 運動着, 私服, 帽子等の収納確保</li> </ul>
職員更衣室 (女子)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更衣ロッカー(県調達)設置</li> </ul>
講師控室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1室は, 応接セット1セット(県調達)設置</li> <li>・ もう1室は, 更衣ロッカー・机・イス(県調達)設置</li> </ul>
印刷室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印刷機(リソグラフ1台, ページセッター1台, 作業台(県調達)設置)</li> </ul>
倉庫(書庫)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書棚(県調達)設置</li> </ul>
喫煙室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制排気装置</li> </ul>
玄関ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下駄箱(県調達)は職員用と来客用を区分</li> <li>・ 職員用下駄箱は, 一人あたり半長靴, 長靴, 短靴, 運動靴(内, 外), 私用靴の収納確保</li> <li>・ 壁面に姿見(全身用鏡)を設置</li> </ul>
大教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 140人が利用可能とすること。</li> <li>・ 可動式間仕切り(遮音性能は求めない)により2室に分割可能</li> <li>・ 両正面に壁付けホワイトボード, 教壇</li> <li>・ 天井吊り下げ形スクリーン(幅3m以上), 天井吊り下げ形ビデオプロジェクター</li> <li>・ 教室の中間及び後方に天井吊り下げモニター(20インチ以上を左右2箇所づつ)を設置</li> <li>・ ワイヤレスマイク設備</li> <li>・ 電動式遮光カーテン(手動とする場合は, 操作方法等について十分に考慮すること), 音響設備を設置</li> <li>・ パワーポイント使用のためPC台, LANポート1箇所, 各設備の操作卓</li> </ul>
中教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60人が利用可能とすること。</li> <li>・ 可動式間仕切りにより小教室として使用可</li> <li>・ 正面に壁付けホワイトボード, 教壇</li> <li>・ 天井吊り下げ形のスクリーン(幅2.5m以上)</li> <li>・ 天井吊り下げ形ビデオプロジェクター(県調達)</li> <li>・ 教室の中間及び後方に天井吊り下げモニター(県調達)を設置(20インチ以上を左右2箇所づつ)</li> <li>・ ワイヤレスマイク(県調達)設備, 音響設備(県調達)を設置</li> <li>・ 電動式遮光カーテン(手動とする場合は, 操作方法等について十分に考慮すること)を設置</li> <li>・ パワーポイント使用のためPC台, LANポート1箇所, 各設備の操作卓・正面にピクチャーレール(うち, PC台と操作卓は県調達)</li> <li>・ 後部に学生用荷物棚(県調達)を設置</li> </ul>
小教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25人が利用可能とすること。</li> <li>・ 中教室を可動式間仕切りにより小教室として使用可</li> <li>・ ホワイトボード(県調達)</li> <li>・ グループ討議型机椅子(県調達)設置</li> </ul>

室等	設 備 等 の 内 容
荷物室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棚（県調達）設置</li> </ul>
理化学実験室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験用机（8人用）を9脚設置（70人利用）</li> <li>・ 机にはそれぞれ3つのカラン付水栓を2つと水栓用シンク2つを設置</li> <li>・ 机には燃焼実験のためのガス栓を4つ設置</li> <li>・ 片側壁面に作業台を設置し，水栓付シンク4つ・給湯器4つ・ガス栓4つを取り付けること。</li> <li>・ 遮光カーテンを設置</li> <li>・ 音響設備（県調達）を設置</li> <li>・ 正面に壁付けホワイトボード，教壇</li> <li>・ 机には接地極付2口コンセントを2箇所設置</li> </ul>
理化学実験準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験用資機材の保管用棚を設置</li> </ul>
薬品庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実験で使用する毒劇物・薬品等の保管庫を設置</li> <li>・ 入口扉は施錠が必要（幅900程度，高さ2000程度。キーによる施錠）</li> <li>・ 理化学実験準備室との兼用可</li> </ul>
銃保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3種類の銃が保管できるキー付の収納庫（幅1,500×奥行1,500以上）とそれを収容するスペースをもつ保管庫（幅1,200×奥行500以上。出入口はキー付き施錠）を設けること。</li> </ul>
火災報知実験室 兼高圧ガス・危険物 実習室 兼 資料展 示室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導灯，火災報知器，煙感知器，スプリンクラー，消防用設備モデル，高圧ガス関連モデル，危険物関連モデル等（県調達）を展示するため，展示パネル，ラック，棚（県調達）を設置</li> </ul>

室等	設 備 等 の 内 容
救急実習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可動式間仕切り（遮音性能は求めない）を設置し、2室に分割可能</li> <li>・ 視聴覚設備</li> <li>・ 液晶モニタ（県調達）は天井吊り型、モニタは操作卓（県調達）のリモコンにより任意の向きに回転可能</li> <li>・ ビデオカメラ（県調達）は天井吊り型、操作卓のリモコンにより操作</li> <li>・ 操作卓からの操作により救急実習室及びハンディカメラ（県調達）の映像をモニタに映すことが可能</li> <li>・ ハンディカメラ用接続端子（県調達）を救急車駐車スペース及び救急車カットモデル（高規格救急車実車（中古でも可）を購入し、板金加工業者等でカットしたもので可。備品は含まない。）周辺の壁面に2箇所以上設置</li> <li>・ 冷暖房・換気設備整備</li> <li>・ 使用人数は、分割した2室それぞれ140人とする。</li> <li>・ 高規格救急自動車（実車）の出入口を設置</li> <li>・ 高規格救急自動車の走行・駐車範囲はそれに耐える床</li> <li>・ 駐車スペース入口付近に水栓を設置</li> <li>・ 救急車カットモデル（高規格救急車実車（中古でも可）を購入し、板金加工業者等でカットしたもので可。備品は含まない。）を設置（車式1基及び造り付け1基の計2基）</li> <li>・ 救急自動車の走行・駐車範囲およびカットモデル設置場所以外はカーペット</li> <li>・ 実習室正面（室を分割しない場合の正面）に壁付ホワイトボード（照明灯付）</li> <li>・ 実習室正面（室を分割しない場合の正面）にスクリーン（県調達）</li> <li>・ 拡声設備及び視聴覚設備等の操作卓（県調達）を設置</li> <li>・ 資器材洗浄（訓練用人形のための幅2,000mm×奥行600mm×深さ300mm程度）ステンレス流し台を、分割した2室それぞれに設置。（給湯設備を兼ねる水栓はそれぞれ3ヶ所設置）</li> <li>・ シミュレーターを設置予定であるため、分割した2室それぞれにコンセントを8ヶ所以上に設置（実際の救急現場において傷病者に輸液、気管挿管、薬剤投与及び生体監視装置、吸引機、除細動器等を使用した処置の状況を訓練用人形（シミュレーター）を使用して再現した訓練を行う。（「別添資料36」参照）</li> <li>・ フロアコンセントを分割した2室それぞれに10ヶ所以上</li> <li>・ 壁際に資機材を置く棚（複数段）（県調達）を設置</li> <li>・ 遮光性能のある電動式カーテン（手動とする場合は、操作方法等について十分に考慮すること）又は同様の効果のあるブラインドを設置</li> </ul>
救急教材室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管用の棚（県調達）を設置</li> <li>・ 訓練用人形、その他機器を収納する可動式棚（県調達）を設置</li> <li>・ 手洗いを設置</li> <li>・ 換気設備整備</li> </ul>
情報処理教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン50台を設置できるようにする（パソコンは県が調達・設置）</li> <li>・ LAN、インターネット接続環境を整備（ウィルス対策はPCにインストールするソフトで県が対応する）</li> <li>・ フリーアクセスフロアとすることが望ましい。</li> </ul>

室等	設備等の内容
通信訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮音性可動間仕切りにより3室に分割し、相互通信することにより、ロールプレイング方式によるシミュレーション訓練（119番受信，無線交信，指揮演習）を行える施設とする。</li> <li>・ 分割した3室ごとに小型無線機（県調達），内線による電話・FAX（機器は県調達）を各3台設置</li> <li>・ 分割した3室を相互にカメラ（県調達）でモニタリング可能な設備を設置</li> <li>・ 分割した3室に電子黒板（県調達）を設置</li> </ul>
トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生の自主トレーニング室とするものであり，床は衝撃吸収を考慮した木製の床</li> <li>・ 柱周りにトレーニング機器を配置</li> <li>・ 外周は，室内ランニングコース。室内のレイアウトはランニングが可能なようにすること。</li> <li>・ 室内のトレーニング機器の配置等，レイアウトにおいては，20人程度の入校式に利用できるスペースを確保できるよう工夫すること。</li> </ul>
教材室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書棚（県調達）設置</li> </ul>
学生休憩コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給茶器（県調達）とベンチ（県調達）を設置</li> </ul>
トイレ（男子）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員用と学生用を分ける。学生用は各階に設ける。</li> </ul>
トイレ（女子）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員用と学生用を分ける。学生用は各階に設ける。</li> </ul>
多目的トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1階部分に1箇所設ける。</li> </ul>
医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休憩が出来るようベット，寝具（イス，机，ロッカーは県調達）を設ける。</li> </ul>
エレベーター（救助訓練併用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各階エレベーターホール等を使用し，エレベーターの取扱及び救助訓練を実施する。</li> </ul>
その他（放送設備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全館放送設備を設ける。（各訓練施設，寮も含む。）</li> <li>・ 各訓練施設，寮に内線電話を設ける。</li> </ul>

管理教育施設の内部（トレーニング室や共用部でも可）に，140人の学生が一斉に並んで（4列×35人）毎朝晩の点呼が可能なスペースを確保できるよう工夫すること。

(2) 実技訓練施設の主な設備等

訓練塔に係る救助大会関係資料(全国消防救助技術大会仕様,東北地区支部消防救助技術指導会仕様)の寸法は,救助大会のみの使用目的の場合であり,訓練塔の周囲壁面がオープン(パイプ等による仮設)の状態を想定している。本施設の本訓練塔・補助訓練塔・サブ訓練塔は,救助大会での使用のみならず,消防学校の日常の教育訓練に使用するものであり,これらの訓練塔の外壁は4面とも壁体となるため,シャッター等の有効寸法に関する要求水準については留意すること。

また,訓練施設等に必要な金物については,以下の表のほか,「別添資料 23」にも示しているので参照すること。

なお,以下の訓練塔についての記述内容で,東・西・南・北と記述があるものは,「別添資料 20」の配置図における方位を示す。なお,「別添資料 20」の図中,A塔,B塔,C塔とあるのは,全国消防救助技術大会の施設の呼び名である。

室等	設備等の内容
本訓練塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水,浄水,上水道等特に水に関する施設等は雪害,寒冷地対策を施す</li> <li>・ 本訓練塔の張り出し部分から,補助訓練塔及びサブ訓練塔の張り出し部分までの距離は,救助大会に規定する距離</li> <li>・ 屋内階段は,空気呼吸器(県調達)を着装したままでの訓練や資器材を搬送できる幅を確保(4Fまでは2m程度,5F以上は1m程度)</li> <li>・ 5Fまでは屋外階段を設置(幅0.9m程度)</li> <li>・ 開き戸を閉じた状態でも,放水中のホース通過に支障のない構造</li> <li>・ 一部の室にて防水性能を有する床及び排水を意図的に止める構造を有すること(水栓可)。各階で火災を想定した消防隊の放水訓練を実施するため,各階のフロアはすべて防水構造とし,放水した水が有効に排水できる配水管を設けるとともに各階の排水溝に水栓等で水を止める(床に水を溜めることができる)ことができるようにするものを想定している。</li> <li>・ 送水口は1F屋外とし,2F以上の各階に連結送水管を設置</li> <li>・ 放水口は双口</li> <li>・ 管理教育棟,本訓練塔の全室,補助訓練塔,サブ訓練塔,屋内運動場,潜水訓練施設,訓練用車両車庫に連絡機能(内線電話程度)を確保</li> <li>・ 各種配管,アンカーパイプ,鋼製扉など金属部については,ステンレス製が望ましいが,スチール製でも可(防錆に留意すること)</li> <li>・ 放水実施箇所の電気設備等は防水構造</li> <li>・ 全ての訓練場(耐熱濃煙訓練場を除く)に放水から保護できるスモークマシン(既存を移転。電源AC100V。)を設置</li> <li>・ 防犯上,特に夜間の侵入者対策を施す(照明,施錠,警備等など)</li> <li>・ 屋上部(実火災訓練室,同観察室,模擬火災訓練室の屋上部を除く)には安全柵を設置</li> </ul>
電柱火災訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本訓練塔ベランダ張り出し側に電柱2本を屋外訓練場に設置。</li> </ul>

室等	設備等の内容
実火災訓練室 (危険物火災消火施設) (4階まで吹き抜け)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床は耐熱コンクリート，壁はコンクリート，天井はコンクリートの上スチールプレート程度(万が一炎が大きくなった場合の躯体防護用)</li> <li>・ 表面積 4 m<sup>2</sup>程度の油火災を想定した燃焼及び消火実験が行える構造(移動式のオイルパン(県調達)等に水を張り，水の上にガソリン，灯油を浮かせて着火する。)</li> <li>・ 床は資器材搬送車両の進入及び燃焼・消火実験に耐える構造</li> <li>・ 消火後の水や油等を浄化し，安全に排水できる装置等を設置</li> <li>・ 資器材搬入路の確保及び燃焼実験に必要な酸素(空気)量を調整するため，開閉式大規模開口部(間口 6m×高さ 6m程度)を2箇所以上設置</li> <li>・ 消防用設備である水圧開放シャッター及び鉄製引き戸(間口 4m×高さ 2m程度)を設置</li> <li>・ 扉を閉じた状態でも，放水中のホース通過に支障のない構造</li> <li>・ 内部で発生した煙等を強制的に排気及び処理(煤，油塵を直接排出しないように，吸着等するフィルター機能を有すること)</li> <li>・ 消防車両等により圧送された水圧で作動する模擬消火設備(スプリンクラー設備，散水設備，屋内消火栓(消防法施行令第 11 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に合致)，屋外消火栓，ドレンチャー設備)を設置</li> <li>・ 消火訓練後の水と油を分離し，泡消火剤を中和するための処理槽を設ける。</li> <li>・ 4階までの階段室を設置(幅 1.5m)程度)</li> </ul>
実火災訓練観察室(1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実火災訓練室と耐火ガラスで仕切る</li> </ul>
模擬火災訓練室 (1,2階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラム制御による多彩な模擬火災を発生する最新消防訓練システムの導入が可能な仕様とする。</li> <li>・ 内部に設置される最新消防訓練システムの模擬火災発生装置(バーナー)の熱及び実施される消火訓練に耐える構造</li> <li>・ 1回の消火訓練には最大 50t の水を使用。消火後の水等を適切に排水及び浄化できる構造</li> <li>・ 最新消防訓練システムを使用した場合，水以外は使用しない。</li> <li>・ 燃焼に必要な酸素(空気)量を調整可能</li> <li>・ 模擬火災発生装置(バーナー)により発生した熱及び蒸気等を，強制的に排気</li> <li>・ 訓練後，建物内に滞留する熱を効率よく冷却するため及び小規模店舗等の入り口を想定し，シャッターによる開口部を設置(水圧開錠装置付きシャッターが望ましい。間口 4m×高さ 2.5m以上)</li> <li>・ 扉を閉じた状態でも，放水中のホース通過に支障のない構造</li> <li>・ 十分な遮熱効果を持つ部屋で，訓練の監視及び内部への口頭指示ができる監視室および監視装置を設置</li> <li>・ 訓練実施者の緊急脱出，または監視者が実施者を救助するための出入り口を各部屋(1，2F)に設置</li> <li>・ 電気設備等は防水構造</li> </ul>

室等	設備等の内容
資機材倉庫 (1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口は搬送車両等も通過できるようにシャッター（間口 4m×高さ 2.5m 以上）を設置。</li> <li>・ 棚を設置</li> </ul>
安全管理室 (2階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷暖房設備，簡易給湯（シャワー）設備，WC（男女別）を設置</li> <li>・ 耐熱濃煙訓練場及び模擬火災訓練室に隣接し，監視窓（耐火ガラス）を設ける</li> </ul>
訓練場（1階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講義用ホワイトボード（県調達），資料置き場（県調達）を設置</li> <li>・ 冷暖房設備，給湯施設，WC（男女別），手洗い場（蛇口 20 か所）を設置</li> <li>・ 床等は放水訓練のための排水，防水機能を確保</li> <li>・ 訓練時に室内の可動物を一時的に収納する防水機能を持つロッカー（県調達）又は小規模室を設置</li> </ul>
耐熱濃煙訓練場（2階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害現場を想定した高温と熱気状態を再現できる構造</li> <li>・ 最新消防訓練システムによる高温・濃煙が利用可能な仕様とする</li> <li>・ 十分な遮熱効果を持つ部屋で，訓練の監視及び内部への口頭指示ができる監視室及び監視装置を設置</li> <li>・ 訓練実施者の緊急脱出，または監視者が実施者を救助するための出入り口を設置</li> <li>・ 火災現場を模した色に調減光可能</li> <li>・ 2～4 名が同時に進入準備を行うことが可能な前室を設置</li> <li>・ 訓練に応じて間仕切り変更が可能な，0.9m×1.8m 程度のモジュールの可動式レール付きステンレス製（スチール製も可とするが防錆に留意すること）パーテーションを設置</li> <li>・ パーテーションにより地下を想定した模擬施設を設ける。</li> <li>・ 補助訓練塔に面した部分及びグラウンド側（東面）にシャッターを設置</li> <li>・ シャッターの規模は補助訓練塔側で 8m の幅確保</li> <li>・ 2 階部分に安全ネット展張用横支柱（アンカーパイプ）を開口部の幅＋ の幅で設置</li> <li>・ 床等は放水訓練のための排水，防水機能を確保</li> </ul>
訓練待機室 (2階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模トイレ（男女別），手洗い場（蛇口 20 か所）を設置</li> </ul>
訓練場 (3階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床は平面構造で，放水訓練のための排水及び防水機能を確保</li> <li>・ 補助訓練塔に面した部分（北側）は全てシャッター</li> <li>・ グラウンド側（東面）にそれぞれシャッター（W6m×H2.5m 以上）を設置</li> <li>・ 補助訓練塔側にシャッター（W10m×H2.5m 以上）を設置</li> <li>・ 補助訓練等側（北側）に，幅 12m 奥行 1m のベランダを設けるとともに，安全棚を設置</li> <li>・ 降下訓練，はしご車架梯訓練施設として計画</li> <li>・ ロープ設定用フックを設けること</li> </ul>

室等	設 備 等 の 内 容
訓練場 (4階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>開口部付近の横支柱は3Fと同じ(「別添資料23」参照)</li> <li>グラウンド側(東面)にシャッター(W6m×H2.5m以上)を設置</li> <li>床は平面構造で、放水訓練のための排水及び防水機能を確保</li> <li>降下訓練、はしご車架梯訓練施設として計画</li> <li>ロープ設定用フックを設けること</li> </ul>
階段室	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画し(竪穴区画)自閉式の防火戸を設置</li> </ul>
救助訓練施設 (5~9階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2面以上にベランダを設置</li> <li>室内部に必要な活動空間を確保</li> <li>6階にコンパネ等で区画し、家具を配置し居室を想定した簡易な部屋を設け、天井部には上階からの漏水を想定した散水設備(130ℓ/min)を設ける。</li> <li>降下訓練、はしご車架梯訓練施設として計画</li> <li>ロープ設定用フックを設けること</li> </ul>
救助訓練施設 (10階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>4面にベランダを設置</li> <li>降下訓練、はしご車架梯訓練施設として計画</li> <li>ロープ設定用フックを設けること</li> <li>室内部に必要な活動空間を確保</li> <li>2面に高所からの降下訓練ができる構造を確保</li> </ul>
放水訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>実火災訓練室の外壁(グラウンド側=東面)(以下「放水壁」という)は、消火訓練を行えるような構造を確保</li> <li>放水壁には放水訓練用の模擬ベランダや模擬開口部等を設置</li> <li>放水壁には1F実火災訓練室へホースを持って外部から進入できる開口部(幅2m×高さ2m、放水の水圧(20kgf/cm<sup>2</sup>=2MPa)に耐えるもの)を設けること</li> </ul>
4階屋根部	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨よけシート収納設備を設置(巻き上げ式または折りたたみ式等で雨の日の訓練時に設置し、通常は取り外し訓練塔に収納できるものを想定。その機能を有するものであれば、固定の屋根設備でもよい)</li> </ul>
ホース乾燥設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>南面には消火ホース乾燥用昇降装置(電動型)を設置し、復列(前後列)で60本以上乾燥可能なように整備</li> <li>消火ホース乾燥用昇降装置側の壁面GLにはホース洗浄スペースを設けるとともに取水口(水栓)を2箇所及び200Vコンセントを設け、ホース洗浄用高圧洗浄機(県調達)を設置</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械室(最新消防訓練システムの機械室として利用できるスペースを含む)等を適宜設ける</li> <li>本訓練塔からサブ訓練塔及び補助訓練塔に向けて照射する照明を設置する。</li> </ul>

室等	設 備 等 の 内 容
補助訓練塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本訓練塔（救助訓練施設）と対面させ、床レベルを合わせること</li> <li>・ 屋内階段は幅 1.2m</li> <li>・ 2 階以上の各階の 4 面に横支柱（アンカーパイプ）及び環状支柱（アンカーリング）を設置（一部外壁面にも設置）</li> <li>・ 3 階に連結送水管を設置（詳細は本訓練塔に準ずる）</li> <li>・ 資機材倉庫屋上部には安全柵を設置</li> <li>・ 各階に設置する安全柵及び支柱は全てステンレス製で、一部訓練用途別に着脱可（スチール製も可とするが防錆に留意すること）</li> <li>・ 各階天井に照明器具を設置し、破損防止措置のため格子を設置</li> <li>・ 各階に防水処置を施した 2 箇所のコンセントを設置</li> <li>・ 各階に内線電話を設置</li> <li>・ 2 階以上の各階に排水溝を設置</li> <li>・ 防犯上、特に夜間の侵入者対策を施す（照明、施錠、警備等など）</li> <li>・ 1 階に資機材搬入用の出入口として 6m×2.5m以上のシャッターを設けること（南面本訓練塔側）、また、出入口扉を設けること</li> </ul>
高圧ポンベ充填室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ポンベ充填設備は 14.7MPa,19.6MPa 及び 29.4Mpa ポンベが併用して充填可能な設備</li> <li>・ 高圧ポンベ充填室と資機材倉庫は双方の行き来可</li> <li>・ 2 階の進入口に併せて内部壁体に縦穴救助訓練用固定タラップ（又は、コンパネ・金属等（服が破れない材質）の内径 600×600 の筒状でもよい）を 2 箇所設置</li> <li>・ ポンベ庫には木製のポンベ収納棚を設置（収納本数はポンベ 150 本）</li> <li>・ 搬入用出入口として 4m×2.5m以上のシャッターを設けること（南面本訓練塔側）、また、北面に出入口扉を設けること</li> </ul>
資機材倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材倉庫の内・外部開口部（両開き引き戸）は正対して設置</li> <li>・ 資機材収納庫内の収納については木製棚及び移動ラック式</li> </ul>
救助訓練施設（2 階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全ネット自動展張収納装置を設置（シャッター W10m×H2m，W5m×2m 付）</li> </ul>
救助訓練施設（3 階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本訓練塔の反対側（北側）に開口シャッター（幅 8m×高さ 2.5m 以上）を設置</li> <li>・ 本訓練塔側に開口シャッター（幅 8m×高さ 2.5m 以上及び幅 10m×高さ 2.5m 以上）を設置</li> <li>・ 本訓練塔側に幅 12m，奥行き 1 m のベランダを設けるとともに安全柵を設置</li> <li>・ 3 階から 2 階にかけて縦穴救助訓練用進入口（内法 600mm，タラップ，マンホール鋳鉄蓋付き）を 2 箇所設置</li> <li>・ 南側の訓練用ロープ展張用ウインチを 2 ヶ所設置（地上 7mの地点）</li> </ul>

室等	設備等の内容
サブ訓練塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国消防救助技術大会 A 塔の仕様に合致させる</li> <li>・ 防犯上,特に夜間の侵入者対策を施す(照明,施錠,警備等など)</li> <li>・ 東壁面に高さ 17m 目盛りを 2 箇所設置</li> <li>・ 東壁面に固定はしごを 2 箇所設置</li> <li>・ 北面に地上から 3F までの固定はしごを設置</li> <li>・ 屋上部分には転落防止柵を周囲に設けること</li> <li>・ 地上から屋上まで屋外階段を設置(幅 2m 程度)</li> <li>・ 屋上の屋根は東面をせり出し(庇),はしご登はん用のアンカーパイプ(2ヶ所)をその庇の下面に取り付け,その部分に開口部を設けること(屋上からロープを取り付けられるようにハッチ状にすること)</li> </ul>
救助訓練施設 (1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面には網入り強化ガラス若しくは強化プラスチックを使用した窓を設置</li> <li>・ 室内部に必要な活動空間を確保</li> </ul>
救助訓練施設 (2階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助訓練塔に面した部分にシャッターを設置(W4m×H2m)</li> <li>・ 安全ネット展張用横支柱(アンカーパイプ)を開口部の幅+ で設置</li> </ul>
救助訓練施設 (3階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助訓練塔側(北面)に開口シャッター(幅 4m×高さ 2.5m)及びロープ設定用足場を設置</li> <li>・ グラウンド側(東面)に開口部(両開き引き戸)を設置</li> <li>・ 本訓練塔側に開口部(両開き引き戸)を設置</li> <li>・ 本訓練塔側に幅 4m,奥行き 1m のベランダを設けるとともに安全柵を設置(一部着脱可能)</li> </ul>
救助訓練施設 (4階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面には網入り強化ガラス若しくは強化プラスチックを使用した窓を設置</li> <li>・ 補助訓練塔側(北面),グラウンドの反対側(西面)及び本訓練塔側(南面)に奥行き 1m のベランダを設けるとともに安全柵を設置</li> <li>・ 補助訓練塔側(北面)又は本訓練塔側(南面)での登はん,降下訓練時のロープ結着場所として縦・横支柱を設置。横支柱は北側壁面より 0.5m 張り出す</li> </ul>
救助訓練施設 (5階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面には網入り強化ガラス若しくは強化プラスチックを使用した窓を設置</li> <li>・ 補助訓練塔側(北面),グラウンドの反対側(西面)及び本訓練塔側(南面)に奥行き 1m のベランダを設けるとともに安全柵を設置</li> <li>・ 補助訓練塔側(北面)又は本訓練塔側(南面)での登はん,降下訓練時のロープ結着場所として縦・横支柱を設置。横支柱は北側壁面より 0.5m 張り出す</li> <li>・ グラウンド側に開口部(進入用。W0.9m×H1.8m)を 2ヶ所設置</li> </ul>

室等	設 備 等 の 内 容
救助訓練施設 (6階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6階壁面は網入り強化ガラス若しくは強化プラスチックとして周囲を見渡せる構造</li> <li>・ 補助訓練塔側(北面),グラウンドの反対側(西面)及び本訓練塔側(南面)に奥行き1mのベランダを設けるとともに安全柵を設置</li> <li>・ 補助訓練塔側(北面)又は本訓練塔側(南面)での登はん,降下訓練時のロープ結着場所として縦・横支柱を設置。横支柱は北側壁面より0.5m張り出す</li> <li>・ グラウンド側(東面)に,夜間においても有効な視界が確保可能な本訓練塔,補助訓練塔及びグラウンド側を照らすHID照明灯を設置</li> </ul>

室等	設 備 等 の 内 容
サブ訓練塔と補助訓練塔の間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害突破用高塀を設置すること(別添資料19の4.(5)参照)</li> <li>・ 高塀は,使用しない時は撤去できるよう移動可能なものとし,使用時は確実に地面に固定できるようにアンカーを設置すること</li> <li>・ 高塀の骨組みはステンレス製(スチール製も可とするが防錆に留意すること)とし,高塀の上部・側面の部材は木材とし,適宜交換可能な差し替え方式とする</li> </ul>
本訓練塔(C塔)と補助訓練塔の東側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本訓練塔(C塔)と補助訓練塔のそれぞれの引揚げ救助用パネルの東側に,引揚げ救助用の検索通路の表示を地面に施工し,ポール立て用のアンカーを地面に設置すること(ポールは県調達)</li> </ul>

室等	設備等の内容
屋内訓練場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同時利用人数は学生 140 名，教職員 20 名。(講堂使用時 最大 500 人)</li> <li>・ 天井の高さは，ヘリコプター降下訓練施設，各種登はん訓練施設，デッキ等の設置高さを考慮すること。その他の部分の天井の最低高さは 12m 以上とする</li> <li>・ 床は大型車両(ポンプ車及びはしご車)が走行できる耐荷重性(20 t/m<sup>2</sup>)</li> <li>・ 出入り口は 3 箇所以上とし，電動シャッター 2 箇所(幅 5m × 高さ 5m)を設置</li> <li>・ 電動シャッターまで最低 10m のアスファルト又はコンクリート舗装</li> <li>・ 屋内訓練場内の周囲には高さ 7m 以上(2 階)の位置に奥行き 1.5 m の通路を設け，更にその一部にロープ渡過訓練用デッキ(幅 6m × 奥行 5m 2 箇所)を設置。ロープ渡過の距離は 20m。</li> <li>・ フリークライミング壁等を設置する壁面の高さ 12m の位置に訓練及び設定用デッキ(奥行 1.5m)を設置</li> <li>・ デッキには安全柵を設置</li> <li>・ ロープ渡過訓練デッキの安全柵は取り外し可能</li> <li>・ ロープ渡過訓練デッキ間に電動式救助安全ネット(幅 6m)を設置</li> <li>・ ロープ渡過訓練デッキ上の壁面にロープ展張用のウインチ(2 箇所)を設け，3m 間隔にロープ設定用の支点用アンカーパイプ，二次支点用アンカーリングを設置。作業スペースが必要。</li> <li>・ 訓練，設定用デッキに上がる 2 箇所以上の階段を設置</li> <li>・ 天井吊下げのヘリコプター降下用のバケツは 3 人が入れる大きさのものを設置(ロープ支点高さは FL+12m)</li> <li>・ 壁面にロープ登はん(2 箇所)，梯子登はん訓練施設を設置(高さは FL+12m)</li> <li>・ 壁面にフリークライミング壁を設置(高さは FL+12m)</li> <li>・ 各登はん，ヘリコプター降下訓練施設部の設定用デッキ上部に支点用アンカーパイプ，フックを設置</li> <li>・ 設定用デッキの床面に幅 1m × 奥行 1m の開口部(閉鎖式)を設置</li> <li>・ 床面に 5 箇所以上の収納式確保ロープ支点フックを設置</li> <li>・ 床面にバスケットボール，バレーボール(2 面)，バドミントンコート(2 面)を色分けしたラインを床面に引く。</li> <li>・ 訓練に支障がないよう 1 対のバスケットゴールを設置</li> <li>・ バレーボール，バドミントン等の着脱式の支柱及びネット等を整備できるようにする(各支柱及びネット等は県調達)</li> <li>・ 高音質集会用拡声設備を設置。(式典等)</li> <li>・ 式典等に使用するステージ(ステップ付き)(W7m 以上 × D4.5m 以上 × H0.6m 以上)を設置</li> <li>・ 天井吊下げ式(電動)国旗，県旗，校旗等のバトンを 2 本設置</li> <li>・ 窓及び照明は，訓練等による破損を防止する措置を講ずる</li> <li>・ 遮光性能のある自動開閉式カーテン又はブラインドを設置</li> <li>・ 内線電話を設置すること</li> <li>・ 防犯上，特に夜間の侵入者対策を施す(照明，施錠，警備等など)</li> </ul>

室等	設 備 等 の 内 容
資機材倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可動式収納ケース（県調達）を設置</li> <li>・ 式典等に使用するステージを収納</li> <li>・ 式典用折畳み椅子等（500脚）を収納するスペース及び収納ケース（収納ケースは県調達）を設置</li> <li>・ NBC災害訓練用の防護服，患者の洗浄機器，除染用のエアータント等除染資機材を収納するスペースが必要</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多目的トイレを1箇所設置</li> <li>・ 手指乾燥器を設置</li> <li>・ 洗面・更衣スペースを確保し，壁等で区画すること</li> </ul>
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーブル，イス等（県調達）を設置</li> </ul>

室等	設備等の内容
屋外訓練場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき救助訓練施設は、900 mm～1,200 mm程度のボックスカルバート等により延長 10m 以上の L 字型横坑を設置し、中間部分を覆土の上コンクリートがれきで覆う。開放時等の侵入防止のため、高さ 2m 以上のフェンスで囲い、救助工作車が進入できる幅の扉を設けるとともに、施錠可能な構造とする。</li> <li>・ 屋内訓練場 1 階出入口付近に手洗い場を 2 箇所設置。蛇口の個数は 1 箇所に付き 20 個</li> <li>・ 各訓練塔の地盤面に収納式確保ロープ支点フックを各 2 箇所設置</li> <li>・ はしご自動車架梯部として、補助訓練塔の周囲 30m を強度（20 t/m<sup>2</sup>以上）のあるアスファルトもしくはコンクリート敷き</li> <li>・ 40t、100t 防火水槽付近一帯にポンプ車 6 台分の侵入及び部署に必要なアスファルト若しくはコンクリート敷き</li> <li>・ 屋外訓練場は、訓練資機材（ホース等）の汚れやほこり防止を考慮し、芝（野芝程度又は現宮城県消防学校のグラウンド程度）とする。夜間訓練が安全に実施可能な照度可変式の照明設備を訓練場周囲に適宜設置</li> <li>・ 屋外訓練場には、200mトラック（5 コース）を設ける</li> <li>・ 屋外訓練場周囲は幅員 8m（南側は 10m以上）の舗装路面（耐荷重 20 t/m<sup>2</sup>以上）とし、屋内訓練場、各訓練塔と連絡する</li> <li>・ 雨水、浄水、上水道等特に水に関する施設等は雪害、寒冷地対策を施す</li> <li>・ 水防訓練スペースを 10m×10m 程度設ける。仕上げに土、又は草とする土嚢等の作成や積み上げ等の訓練を行う。</li> <li>・ 耐荷重についての考え方は「別添資料 22」に示す。ただし、「別添資料 22」は「別添資料 20」の施設レイアウト（案）の場合の舗装範囲を例示したものであり、事業者が提案する施設配置が「別添資料 20」と異なる場合は、当該施設配置によるものとする。</li> <li>・ 開放部分と非開放部分との境界に車留め等を整備し、非開放部分への一般車両の進入防止に努めること。また、防火水槽等の周辺の設備（消火栓、採水口、マンホール等）等についても、開放時の車両侵入等によって破損されることのないよう、進入防止策を施すこと。ただし、これらの車留め等は、訓練時には支障にならない構造のものとする。</li> <li>・ 屋外運動場の隅にフィールドアスレチック（鉄棒、渡り棒、素登りロープ等（県調達））を設置する予定である（非開放部分）。</li> </ul>
防火水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震性を確保</li> <li>・ 工業用水又は上水道により自動的かつ短時間に補充可能</li> <li>・ 実火災訓練室周辺にも設置</li> <li>・ 屋外訓練場には防火水槽を的確な距離（ポンプ操法に必要な距離）をおいて 2 基（100t、40t）設置（取水口（無圧）はマンホール方式及び採水口方式の両方必要（100t にはマンホール 6 箇所及び採水口 1 箇所、40t にもマンホール 1 箇所及び採水口 1 箇所設置）</li> </ul>

室等	設 備 等 の 内 容
消火栓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火栓は 100t 防火水槽付近には地下・地上の各 3 基(合計 6 基)、訓練塔付近の 40t 防火水槽付近に地下・地上式消火栓を各 3 基(合計 6 基)以上設置すること。</li> <li>・ 同時に 5 基以上使用した時、各消火栓の送水圧力が 0.5MPa 以上を確保(水源は防火水槽でもよい)</li> <li>・ 100t 防火水槽の取水口及び消火栓は、6 台のポンプ車が同時に並列して水利部署するのに支障の無いよう適切に設置</li> </ul>

(3) 宿泊施設

室等	設備等の内容
寄宿施設	
寝室・自習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットの利用ができるよう、配線・配管，端子を設置する(LANポートは各個室ブースに1箇所。ウィルス対策はPCにインストールするソフトで県が対応する)。</li> <li>TV端子は不要。</li> <li>4人で1部屋とし，各個人ブースを間仕切り等で仕切る。各個人ブースは窓に面することが望ましい。</li> <li>各個人ブースにはベッド，机，収納を設けること。</li> <li>共有スペースにクローゼットを設けること。</li> <li>男子用30室(ピーク時32室)，女子用3室を設けること。(男子用のうち8室については，いわゆるプレハブ建築等により整備し，学生数が減少した段階で解体撤去する提案も可能であるが，定員現象時においても男子用24室(娯楽室に転用する2室は別途必要)及び女性用3室を確保できるようにすること)</li> <li>男子用と女子用はゾーンで区分できるものとする。</li> <li>寝室・自習室が隣接している場合，寝室のみの空調設備でも可。ただし，寝室・自習室全体としての空調が可能な計画にする。</li> </ul>
娯楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも，寝室・自習室を配置する階の各階に設けること。</li> <li>入校生(学生数)がピークとなる開校時には寝室・自習室として使用できるものとする。その場合は娯楽コーナーを共用部分に設けるものとする(男女別に設ける)。ただし，ピーク時でも娯楽室として使用できる部屋を一室は設けること。</li> <li>テレビ端子を設けること。</li> </ul>
喫煙室	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階に設ける。娯楽室・娯楽コーナーの一部に設けてもよい。</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女別に設けるものとする。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階に設ける。男女別に設けるものとする。</li> </ul>
洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階に設ける。男女別に設けるものとする。(洗濯機は県調達)</li> </ul>
乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> <li>各階に設ける。部屋もしくはクローゼットタイプとし，空調による乾燥が可能なものとする。</li> </ul>
供用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段室の各階入口の近くの壁面に，姿見(全身用鏡)を設置すること</li> </ul>
食堂施設	
厨房	<ul style="list-style-type: none"> <li>売店スペースを近くに設けること。</li> <li>食堂等運營業務に必要な厨房設備を設けること。</li> <li>参考として「別添資料25」を示す。</li> </ul>
食堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>120人が配膳から食事までスムーズに利用できるスペースを設けること。自販機コーナーのスペースを設ける。</li> <li>テレビ端子を設ける。</li> </ul>

(4) その他の施設の主な設備等

室等	設備等の内容						
潜水訓練用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜水プール上部に屋根，照明は不要</li> <li>・ 潜水訓練生用の更衣室（男女別）を設けること</li> <li>・ トイレ（男女別）を設けること</li> <li>・ 潜水用具及びウェットスーツ等を収納できるクローゼットを設けること</li> <li>・ 水難救助資機材を収納できる棚（県調達）等を設けること</li> <li>・ 管理用通路（監視スペースとして使用）に，訓練施設を監視する窓を複数設けること</li> <li>・ 安全管理上，マイクを設け，プール内には水中スピーカを設けること</li> <li>・ 濾過器を設けること</li> <li>・ プールサイド幅は3m程度とする</li> <li>・ 採水口を設置すること（潜水訓練用施設のグラウンド側（東面）でポンプ車が容易に部署できる位置）</li> </ul>						
訓練用車両車庫	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="304 891 541 1301">訓練車両等格納庫</td> <td data-bbox="541 891 1406 1301"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格納する車両及び台数は，ポンプ車7台，タンク車1台，救助工作車1台，高規格救急車1台，マグマくん1台，いぶき1台</li> <li>・ 入口は，屋外訓練場に面し，オーバースライダーシャッター（幅8m×高さ3.5m）を設置</li> <li>・ 排気ガス充満防止のため，車両停止位置後部には排気ガスを有効に排出できる排気ダクト等の設備を設置</li> <li>・ 内線電話を設置</li> <li>・ 防火衣掛けを150人分（教官10人＋学生140人）設置するとともに，その前面に着装（更衣）スペース（スタンバイスペース）を確保（6人分程度を1組のブースとしてもよい）する。格納庫の他に，防火衣着装室として整備してもよい。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1301 541 1487">訓練用資機材倉庫</td> <td data-bbox="541 1301 1406 1487"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノズル（40本）（県調達），火災防ぎょ用資機材（県調達）の収納ケースを設置</li> <li>・ 収納ケースはノズル等が傷つきにくい材質</li> <li>・ 防護服掛け（20着程度）を設置</li> <li>・ ホース（200本）を収納できるケースを設置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1487 541 1532">出動訓練待機室</td> <td data-bbox="541 1487 1406 1532"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出動用放送設備，出動用ブザーを設置</li> </ul> </td> </tr> </table>	訓練車両等格納庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格納する車両及び台数は，ポンプ車7台，タンク車1台，救助工作車1台，高規格救急車1台，マグマくん1台，いぶき1台</li> <li>・ 入口は，屋外訓練場に面し，オーバースライダーシャッター（幅8m×高さ3.5m）を設置</li> <li>・ 排気ガス充満防止のため，車両停止位置後部には排気ガスを有効に排出できる排気ダクト等の設備を設置</li> <li>・ 内線電話を設置</li> <li>・ 防火衣掛けを150人分（教官10人＋学生140人）設置するとともに，その前面に着装（更衣）スペース（スタンバイスペース）を確保（6人分程度を1組のブースとしてもよい）する。格納庫の他に，防火衣着装室として整備してもよい。</li> </ul>	訓練用資機材倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノズル（40本）（県調達），火災防ぎょ用資機材（県調達）の収納ケースを設置</li> <li>・ 収納ケースはノズル等が傷つきにくい材質</li> <li>・ 防護服掛け（20着程度）を設置</li> <li>・ ホース（200本）を収納できるケースを設置</li> </ul>	出動訓練待機室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出動用放送設備，出動用ブザーを設置</li> </ul>
訓練車両等格納庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 格納する車両及び台数は，ポンプ車7台，タンク車1台，救助工作車1台，高規格救急車1台，マグマくん1台，いぶき1台</li> <li>・ 入口は，屋外訓練場に面し，オーバースライダーシャッター（幅8m×高さ3.5m）を設置</li> <li>・ 排気ガス充満防止のため，車両停止位置後部には排気ガスを有効に排出できる排気ダクト等の設備を設置</li> <li>・ 内線電話を設置</li> <li>・ 防火衣掛けを150人分（教官10人＋学生140人）設置するとともに，その前面に着装（更衣）スペース（スタンバイスペース）を確保（6人分程度を1組のブースとしてもよい）する。格納庫の他に，防火衣着装室として整備してもよい。</li> </ul>						
訓練用資機材倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノズル（40本）（県調達），火災防ぎょ用資機材（県調達）の収納ケースを設置</li> <li>・ 収納ケースはノズル等が傷つきにくい材質</li> <li>・ 防護服掛け（20着程度）を設置</li> <li>・ ホース（200本）を収納できるケースを設置</li> </ul>						
出動訓練待機室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出動用放送設備，出動用ブザーを設置</li> </ul>						
燃料庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料（軽油（200リットル缶×1本），灯油（200リットル），各種潤滑オイル（20リットル缶×10本）等）を保管する施設として，消防法等の基準に基づき設置</li> </ul>						
洗浄等施設（訓練用車両）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車庫の前面に車両洗浄スペース，車両整備スペース（奥行20m）洗浄用水洗を設け，油等の流失を避けるための集水溝を設置</li> <li>・ 車庫の前面はコンクリート舗装</li> </ul>						
公用車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2台</li> <li>・ カーポート程度とする</li> </ul>						
来客用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15台</li> <li>・ 敷地Aに設ける。位置指定道路側の車両出入口及び管理教育棟の出入口の双方から近い位置が望ましい</li> <li>・ 内1台は車椅子使用者用とする</li> </ul>						

室等	設 備 等 の 内 容
職員用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 台</li> <li>・ 敷地 A に設ける。位置指定道路側の車両出入口近辺でなく，管理教育棟や宿泊施設の建物よりも奥に配置することが望ましい</li> </ul>
学生用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 台</li> <li>・ 敷地 A に設ける。ただし，100 台のうち 40 台分までは，臨時駐車場として敷地 B に設けてもよいが，屋内運動場への車両進入の際等，できるだけ訓練用車両の展開・通行に支障がないように配慮すること。</li> </ul>

#### 4-5 附帯施設

##### (1) 駐車場

###### 1) 一般事項

- a) 駐車形式は平面駐車とする。
- b) 駐車場は舗装を行うこと。
- c) 駐車場には照明灯，車止め，カーブミラー，路面表示等を適切に設け，安全に配慮すること。
- d) 車椅子使用者用駐車場については，専用駐車スペースの表示を行うこと。
- e) 一般用駐車スペース 5.0m 以上×2.5m 以上，車いす使用者用自動車駐車スペース 5.0m 以上×3.5m 以上を確保する。
- f) 区画線は，幅 150mm，長さ 4000mm，厚さ 1.5mm 程度溶融式とする。
- g) 駐車場等舗装部分の耐荷重の考え方は「別添資料 22」に示す。ただし，「別添資料 22」は「別添資料 20」の施設レイアウト（案）の場合の舗装範囲を例示したものであり，事業者が提案する施設配置が「別添資料 20」と異なる場合は，当該施設配置によるものとする。
- h) 近接の福祉施設や総合体育センターのプール利用者に対し，年間を通じて土日のみ来客用駐車場（15 台分）を貸し出すため，金曜の夜から月曜の朝までの駐車場門扉の鍵管理は県側にて行う。駐車場の計画においては，他の駐車場及び建物出入口にいたるアプローチとの分離など，駐車場管理上及びセキュリティ上，支障の無いようにすること。
- i) 本校の利用時間帯以外の食堂を学生及び職員等以外の利用に供する独立採算事業を行う場合は，駐車場管理上及びセキュリティ上，支障の無いようにすること。

#### 4-6 屋外工作物その他外構

##### (1) 一般事項

- a) 周辺及び建設予定地内の景観に配慮した計画とすること。
- b) JIS Z 9110 に準拠し，必要照度を確保した照明計画とすること。

##### (2) 構内通路

- a) わかりやすく見通しのよい計画とすること。
- b) 車道の交差部分は，すみ切りを設けること。
- c) 歩行者用通路を設ける場合は，仕上げ材の変化をつける等，通路が分かり易い計画とすること。
- d) 原則として段差を設けないこと（敷地 B のスロープを除く）。
- e) 透水性の高い材料の使用や工夫を行い，排水に十分考慮すること。

##### (3) 植栽

- a) 緑化率は、建設予定地内に敷地面積に対し、仙台市 杜の都の環境をつくる条例等に基づき確保すること。
- b) 植木の樹種選定は季節感や、維持管理に配慮すること。
- c) 樹木、植栽へ十分な水遣りを行える散水設備を設けること。
- d) 敷地 A、B とともに敷地内の植栽は極力残すものとする。

#### (4) 囲障等

敷地 A のうち本施設の敷地とする部分については現状のフェンス・門扉を既存のまま利用又は補修又は新設するものとし、東側の余剰地との境界はフェンスを新設すること。ただし、北側の道路境界にあるネットフェンスは存置又は新設すること。なお、敷地内の旧テニスコートのフェンスは撤去すること。

敷地 B については敷地周囲を新たにフェンスで囲むこととする。フェンスの位置については景観へ配慮し、既存植栽の内側に設けることを基本とし、南側は植栽の内側、現グラウンド西側は法面下と既存敷地内排水溝の間、現駐車場の北側及び西側については敷地境界の内側、東側は植栽と既存敷地内排水溝の間とする。フェンスは H 2m とすること。

#### (5) サイン

- a) 屋外の案内板についても、位置指定道路（No.5119 の 1 号線）の東側入り口付近、敷地 A 及び敷地 B の各敷地の入り口付近に設置すること。位置指定道路（No.5119 の 1 号線）の東側入り口付近及び敷地 B の東側の入り口付近に設置する案内板は、市道川内南小泉（その 1）線を通行する車両から、南北の両方向から見えるように設置するものとし、右折侵入が不可であることを表示すること。
- b) 来訪者が目的の入口を容易に見つけることができ、誘導されるようになっていくこと。また、施設の玄関、階段、エレベーター等を容易に見つけることができることと、行き先を見分けることができること。
- c) 視認性に優れていること。
- d) サインが次のよう到来訪者を容易に導くものとする。また各施設の位置関係が分かるよう、デザイン・色調・耐久性に配慮した案内サインを、建設予定地の適切な場所に配置すること。
- e) 自分の現在位置が確認できること。
- f) 目標の位置が確認できること。
- g) 目標までの道筋、方向及び距離が確認できること。
- h) 不必要な場所へ誤って侵入することが回避されていること。
- i) 目的地に到達したことが確認できること。

#### (6) 国旗掲揚ポール

- a) グラウンド又は建物上部に国旗掲揚用フラッグポールを 3 本（中央部 10m，両サイド 9m）設置すること。
- b) 敷地 A については，既存の国旗掲揚ポールの利用も可とする。
- c) 敷地 B については，新たに設けるものとする。位置については，訓練等に支障の無い位置に配置することとするが，設計段階において協議により位置を変更することがある。

(7) ゴミ集積場

ゴミ集積場の設置位置に係る関連窓口との協議は，事業者が行うこと。

## 5 既存じゅう器備品移転業務

- 1) 既存宮城県消防学校のじゅう器備品の本施設への移転を行う。なお、移転する備品は「別添資料 27 」及び「別添資料 38 」を参照すること。なお、旧宮城県総合衛生学院の倉庫に保管してある書類は、県が保管又は破棄する。また、既存宮城県消防学校の訓練用車両のうち、ナンバープレートのない車両について、本施設への運搬を行うこと（「別添資料 28 」参照）。
- 2) 既存校舎からの搬出、新校舎への移送、据付を行い、授業での供用に支障のないように設置を行うこと。
- 3) 大型装置の搬出、搬入にあたっては、発生する音や振動などが近隣住民の生活等の妨げとならないように配慮すること。

## 6 維持管理業務

事業者は、維持管理対象施設となる本施設全体（管理教育施設、屋内訓練施設、宿泊施設、その他施設、屋外訓練施設等。じゅう器・備品を除く。）について、施設引渡しから事業期間終了までの間、施設全体に関わる品質を保持し、安全・快適・利便かつ効率的な利用が可能な環境を提供し、劣化に伴う機能低下を防止して施設の安全性を確保し、施設の信頼性を高めるため、施設の維持管理業務を行う。

なお、大規模修繕業務については、維持管理業務には含まず、県が直接実施する。

維持管理業務は平成 23 年 8 月 15 日の施設引渡し日以降開始する。各維持管理業務の事業者と県の業務範囲の考え方を表 6-1にまとめる。

大規模修繕とは、建築物に関しては建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、建築設備に関しては、機器配管又は配線の全面的な更新を行う修繕をいう。

表 6-1 官民における維持管理業務分担

業務内容		宮 城 県	P F I	備 考
建築物等維持管理	修繕（保全）計画の作成			
	施設の小修繕（経常修繕）			詳細は6-1（1）参照
	施設の定期保守点検			
設備維持管理 （日常保守点検・対応， 定期保守点検，軽微な 補修・修繕）	電気・空気調和設備，防災（消防）等設備の運転，監視			
	電気・空気調和設備の遠隔監視（提案により機能を付加する場合）			
	自家用電気工作物保安管理			
	自家用給油取扱所			
	消防用設備保守点検			
	ボイラー等整備検査（ボイラー設置する場合）			
	重油タンク清掃・検査（重油タンク設置する場合）			
	空調設備保守点検（個別空調）			
	エレベーター保守管理			
	給湯設備保守点検			
	最新消防訓練システム（耐熱濃煙，模擬火災消火等）の保守点検（本事業で設置する場合）			保守点検に伴う部品交換及び消耗品については県負担
最新消防訓練システム（耐熱濃煙，模擬火災消火等）の保守点検（県が設置する場合）				
潜水訓練用プール濾過装置保守点検			日常点検のみ県	
軽微な補修・小修繕（経常修繕）			詳細は6-1（1）参照	
環境衛生・清掃	日常清掃（学生居室・浴室を除く施設全般）			詳細は6-4参照
	定期清掃			
	潜水訓練用プール清掃			
	簡易専用水道清掃（設置された場合）			
	簡易専用水道検査（設置された場合）			
	廃棄物処理			
	屋外便所清掃			
	建築物環境衛生管理（防虫防鼠）			
	防火水槽清掃			
	自家用給油取扱所			
空気環境測定				
外構等維持管理	外構等（グラウンド含む）の清掃			
	植栽管理・除草等			
	駐車場，舗装部分等の保守点検			
	駐車場，舗装部分等の補修			
	除雪			門から主出入口まではPFI
保安警備	夜間等機械警備			
備品関係	じゅう器・備品・資機材の保守管理，修繕			
	コンピュータ保守業務委託			
	コンピュータ・ファックス等リース			

業務内容		宮 城 県	P F I	備 考
	じゅう器・備品の保守管理			
	じゅう器・備品の更新・補充			

表 6-1 における「 」 「 」 の定義

：主として業務にあたるもの

：従として業務にあたるもの等

## 6-1 維持管理業務の一般事項

### (1) 維持管理対象施設

本事業における維持管理業務の対象は、以下の通りである。

- 1) 管理教育施設
- 2) 宿泊施設
- 3) 訓練施設
- 4) その他施設
- 5) 屋外訓練施設
- 6) その他，建設予定地内の建築物，建築設備，附帯施設，屋外工作物その他外構（移転する石碑，並びに，補修して利用する場合の既存フェンスを除く）

小修繕・軽微な補修（大規模修繕を除く）の業務対象範囲については，下表を参照のこと。

管理教育施設		小修繕の対象
宿泊施設		小修繕の対象
訓練施設	本訓練塔，補助訓練塔，サブ訓練塔	小修繕の対象外
	屋内訓練場	小修繕の対象外
屋外訓練施設	屋外訓練場	小修繕の対象外
	倒壊家屋・がれき救助訓練施設	小修繕の対象外
	防火水槽	小修繕の対象
	潜水訓練用施設	小修繕の対象
その他施設	訓練用車輛車庫・資機材倉庫	小修繕の対象
	訓練用車両燃料庫	小修繕の対象
	屋外トイレ	小修繕の対象
外構		小修繕の対象外

### (2) 法令等の遵守

- 1) 業務にあたっては，建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修，以下「保全業務共通仕様書」という。）の最新版を参考として適切に行うこと。その他必要な関係法令を遵守するとともに，法令等により届出等が必要な場合は，事業者の負担により滞りなく行うこと。
- 2) 法令等により資格を必要とする業務については，各有資格者を選任すること。

3) 業務の実施に伴い産業廃棄物が発生した場合は、適法に処理すること。なお、維持管理期間中における一般廃棄物の処理に係る費用については県の負担とするが、収集場所への運搬、集積は事業者の負担とする。

(3) 業務計画書の作成

事業者は、維持管理業務の実施にあたっては、以下の業務計画書を県に提出し、県の確認を受けること。なお、業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに県に変更計画書を提出し、県の確認を受けること。

1) 長期業務計画書

事業者は、施設の引渡前に、維持管理期間全体の維持管理業務について、業務概要、業務体制、全体工程、業務の方法、その他必要な事項を総合的にまとめた、長期業務計画書を県に提出し、県の確認を受けること。

2) 年間業務計画書

事業者は、各年度の各維持管理業務について、毎年3月に翌年度(4月1日から翌年3月31日まで)の年間維持管理業務計画書を県に提出し、県の確認を受けること。

3) 業務実施計画書

事業者は、業務の実施にあたっては、業務別に(業務の着手1ヶ月前に)、全体工程、作業予定日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務担当者、安全管理等を具体的に定めた「業務実施計画書」を県に提出するものとし、必要があれば学生にも周知すること。

(4) 業務の区分

対象とする業務は次の区分に従い、この要求水準書に定めるとおりとする。

- 1) 建築物等維持管理業務
- 2) 設備維持管理業務
- 3) 環境衛生、清掃業務
- 4) 外構等維持管理業務
- 5) 保安警備業務

(5) 業務の期間

業務期間は施設の引渡し日から平成43年3月末日までとする。

(6) 業務の実施

業務の実施にあたっては警備業務を除き、原則9時から17時までの通常時間帯に実施する。ただし、緊急を要する場合(早急に復旧が必要な施設、設備の損傷、不備等)は、通常時間帯外においても直ちに対応すること。

### 1) 業務従事者

- a) 業務従事者は、その内容に応じて必要な知識及び技能を有するものとする。
- b) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。なお、業務中はその資格を示す証票と従業者名簿の写しを、関係者から請求があった場合は提示すること。
- c) 業務従事者が維持管理対象施設内において業務を実施するときは、事業者の従事者であることを明示する記章又は腕章等を着用させるものとする。作業中は、職務にふさわしい制服を着用させるものとする。

### 2) 危険防止の措置

業務にあたっては関係者と十分協議するとともに、当該業務に使用する設備機器の整備を十分に行うこと。また危険な場所には必要な安全措置を講じ、業務従事者及び学生等の事故防止に努めること。

業務を実施中に事故等が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに県に報告すること。

### 3) 機材、光熱水費等の負担

- a) 業務に使用する資材、機器、消耗品（ゴミ袋、防臭剤、薬剤、管球類等）及び補助用部品等は事業者の負担とする。寄宿舍を除く部分のトイレトーパー、手洗洗剤等の調達は県の負担とし、補充を事業者が行う。ただし、事業者が行う業務に使用するもの以外の管球類の費用、保管は事業者の業務に含まない。また、事業者が日常清掃業務及び外構清掃業務の実施に際して排出する廃棄物ならびに県が排出する廃棄物の排気に必要なゴミ袋は、県が負担し、調達する。
- b) 維持管理に使用する光熱水費の負担は県とする。なお、事業者の業務範囲に係る部分に関する電力、水道等の使用にあたっては節電、節水に努めること。また、宿泊施設内で学生が使用する光熱水費についても県の負担とする。
- c) 通信費は県の負担とする。ただし、事業者の業務連絡用の通信費（インターネット接続費、NHK受信料含む）は、設置費用も含め、事業者の負担とする。

### (7) 業務実施報告書

事業者は、当該月の業務の全般的な経過及び作業の結果等を記載した「業務実施報告書」を作成し、当該業務を実施した月の翌月の5営業日までに、県に報告し確認を受けること。

「業務実施報告書」は5年間保管すること。

### (8) 業務従事者の配置

維持管理業務のうち日常的に行う業務に従事する者を常時1名配置するものと

し、別途学校が指示する業務（庁用業務として、文書受付、湯茶接待、リネンの受付の他、部分的な補修作業程度）についても、勤務時間内で処理できる範囲においては行うものとする。

勤務日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日ならびに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日とする。

勤務時間は、8時15分から16時30分まで（休憩時間を含む）とする。休憩及び休息の時間帯は、県と事業者の協議により定めるものとする。

#### （9）業務従事者詰所の設置

本事業に係る維持管理業務に必要な業務従事者詰所（用務員室）を設置する。なお、事業期間中事業者は、業務従事者詰所を無償で使用できるものとする。また、本事業の業務で事業者が直接使用する資機材を保管する倉庫を設置してもよい。当該倉庫は、無償で使用できるものとする。ただし、当該倉庫の面積は10㎡以下とする。上記以外の倉庫で、本施設に必要な倉庫は、別途、適切に計画すること。

#### （10）クレームの対応

申告等により発見された不具合の修繕を行うこと。

クレーム、要望、情報提供等に対して、必要な現場調査、初期対応、処置を迅速に行うこと。

#### （11）緊急時の対応業務

維持管理業務に、事故、故障等が発生した場合には、速やかに県へ報告し、学生に周知するとともに適切な措置を講じること。また、法令等により届出が必要な場合はそれを遵守すること。

### 6-2 建築物等維持管理業務

#### （1）業務の範囲

##### 1) 修繕（保全）計画書の作成業務

建築物、建築設備、外構、じゅう器・備品及び設備・機器等について、事業期間全体の修繕（保全）計画を作成すること。

また、修繕を行った場合、事業者は、修繕箇所について、県の立ち会いによる確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、使用した設計図及び完成図等の書面を県に提出すること。

##### 2) 巡視・日常点検業務

建築物等（実技訓練施設を含む）が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して視覚、聴覚、臭覚及び触覚により観察し、日常点検を行い、異常を感じたときは

正常化に向けた措置を行う。なお、点検頻度については事業者が適切に定め実施すること。

### 3) 法令点検・定期保守点検業務

法令点検・保守業務は、関係法令等の定めるところにより実施し、建築物等（実技訓練施設を含む）が正常な状況にあるかどうか視覚、聴覚、臭覚及び触覚の他、測定等により建築物の状態を確認し、その良否を判定のうえ点検表に記録するとともに建築物の各部位を常に最良な状態に保つものとする。

以下の項目について、業務計画書に定めるところにより実施する。なお、業務にあたって必要な手続き及び届出等は事業者が行うこと。

- a) 定期点検、調査、検査、手入れ、部品（材料）取替等。

### 4) 修繕業務

修繕業務は、建築物等の点検時に発見された不具合や突発的又は緊急的な不具合等の修繕業務である。事業者は修繕の必要が認められた場合は、速やかに適切な方法により修繕を行う。（ただし、訓練用エレベーター、トレーニング室及び潜水訓練施設以外の実技訓練施設についての修繕は除く。）

業務の実施に際しては、業務計画書に基づき、修繕・更新を行うこと。また、事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つために必要な修繕・更新は、その規模に係わらず実施すること。

なお、第三者に起因するもの及び施設の利用に際し、過失があったことに起因する施設の損傷については、県の負担とする。修繕業務の対象外となる実務訓練施設については、事業者事由の瑕疵に限り、事業者の負担による修補を求める。

### 5) 各種提案業務

業務計画書に記載の業務実施項目の他、必要と思われる項目については、業務の実施・結果分析・評価をもとに修繕・改修提案資料を作成し、県の承諾を得ること。なお、当該修繕・改修を県が要請し行う場合は、当該費用は県が負担する。

## (2) 要求水準

実施設計図書に定められた所要の性能、機能及び次に示す水準を保つように努め、日常使用に支障ないようにすること。

### 1) 屋根

- a) 漏水がないこと。
- b) ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。
- c) 金属部分が錆び、腐食していないこと。
- d) 仕上げ材の割れ、浮き、ふくれ、変形がないこと。

- e) 砂塵などの堆積がないこと。
- f) 雑草が生えていないこと。

## 2) 外壁

- a) 漏水がないこと。
- b) 仕上げ材の浮き，剥落，ひび割れ，変形，チョーキング，エフロレッセンスがないこと。
- c) シーリング材は破断，だれ，変形等がなく機能を保っていること。

## 3) 建具（内・外部）

- a) 可動部がスムーズに動くこと。
- b) 定められた水密性，気密性及び耐風圧性が保たれること。
- c) ガラスが破損，ひび割れしていないこと。
- d) 自動扉及び電動シャッターが正常に作動すること。
- e) 開閉，施錠装置は，正常に作動すること。
- f) 金属部分が錆び，腐食していないこと。
- g) 変形，損傷がないこと。

## 4) 天井・内壁

- a) ボード類のたわみ，割れ，外れがないこと。
- b) 仕上げ材のはがれ，破れ，ひび割れがないこと。
- c) 塗装面のひび割れ，浮き，チョーキングがないこと。
- d) 気密性を要する部屋において気密性が保たれていること。
- e) 漏水，かびの発生がないこと。

## 5) 床

- a) ひび割れ，浮き，ふくれまたは摩耗及びはがれ等がないこと。
- b) 防水性能を必要とする室において，漏水がないこと。
- c) 歩行に支障がないこと。

## 6) 階段

- a) 通行に支障をきたさないこと。

## 7) 手摺等

- a) ぐらつき，ささくれ等がないこと。

## 6-3 設備維持管理業務

### (1) 業務の範囲

#### 1) 巡視・日常点検業務

建築設備等が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して視覚，聴覚，臭覚及び触覚により観察し，日常点検を行い，異常を感じたときは正常化に向けた措置を行うこと。

なお，点検頻度については事業者が適切に定め実施すること。

本事業による整備施設については点検保守を，存置対象既存施設については点検のみ行うこと。

#### 2) 法令点検・定期保守点検業務

法令点検・保守業務は，関係法令等の定めるところにより実施し，建築設備等（実技訓練施設を含む）が正常な状況にあるかどうか視覚，聴覚，臭覚及び触覚の他，測定等により設備の状態を確認し，設備の良否を判定のうえ点検表に記録するとともに，各設備を常に最良な状態に保つものとする。

照明設備，コンセント設備，幹線設備，火災報知設備，受変電設備，空調設備，給排水衛生設備（消火栓等消防用設備に限る），昇降機設備及びプール循環設備（ろ材を含む。）等を対象に，以下の項目について，業務計画書に定めるところにより実施すること。

なお，消火栓等消防用設備以外の給排水衛生設備で，建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく各種点検・検査に該当する設備は，環境衛生管理・清掃業務において行うこと。

- a) 定期点検，手入れ，部品（材料）取替等
- b) 法定点検，調査，検査

#### 3) 修繕業務

修繕業務は，建築設備等の点検時に発見された不具合や突発的又は緊急的な不具合等の修繕業務である。事業者は修繕の必要が認められた場合は，速やかに適切な方法により修繕を行う。（ただし，訓練用エレベーター，トレーニング室及び潜水訓練施設以外の実技訓練施設についての修繕は除く。）

業務の実施に際しては，業務計画書に基づき，修繕・更新を行うこと。また，事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つために必要な修繕・更新は，その規模に係わらず実施すること。

なお，第三者に起因するもの及び施設の利用に際し，過失があったことに起因する施設の損傷については，県の負担とする。修繕業務の対象外となる実務訓練施設については，事業者事由の瑕疵に限り，事業者の負担による修補を求める。

#### 4) 各種提案業務

業務計画書に記載の業務実施項目の他，必要と思われる項目については，業務の実施・結果分析・評価をもとに修繕・改修提案資料を作成し，県の承諾を得ること。なお，当該修繕・改修を県が要請し行う場合は，当該費用は県が負担する。

#### (2) 要求水準

実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。すべての設備が正常な状態にあり，損傷，腐食，その他の欠陥がなく完全に機能するよう維持すること。その他特記すべき事項を以下に示す。

##### 1) 厨房設備

厨房設備，食堂等運営業務に係るじゅう器備品等については，事業者の責任で常時使用可能な状態を保つよう維持管理を行うものとする。

##### 2) 訓練設備

訓練設備（濃煙熱気設備及び訓練用避難器具（本訓練塔に設置する緩降器，屋内運動場に設置する上下操作式折りたたみ吊り下げはしご「別添資料 24」参照）については，常時使用可能な状態を保っているか点検を行うものとする。

水難救助訓練施設で使用するプールは「遊泳用プールの衛生基準」を適用するものとする。なお，水質管理は県において行う。

##### 3) 視聴覚設備

視聴覚設備については，事業者において常時使用可能な状態を保つよう維持管理を行うものとする。また，将来，修理不能となった場合には更新するものとする。その際の仕様については県と協議する。

##### 4) その他必要な設備等

その他必要な設備等は，本事業において運転・監視及び保全業務共通仕様書による点検・保守を行うこと。

#### 6-4 環境衛生・清掃業務

##### (1) 環境衛生・清掃業務の内容

清掃業務の内容は下記 1)，2) に，環境衛生業務の内容は下記 3) に示すとおりとし，保全業務共通仕様書を参考として適切に行うこと。

##### 1) 施設引渡日以降の清掃業務

施設引渡日（平成 23 年 8 月 15 日）以降，供用開始（平成 23 年 10 月 1 日）までの期間の清掃業務の内容は表 6-2 清掃業務の内容（供用開始前）に示すとおり。

また，開校直前には，各施設のクリーニングを行うこと。

表 6-2 清掃業務の内容（供用開始前）

区分	部位	業務内容等	頻度（以上）	備考	
管理教育施設	教室，救急教材・器材室，執務室，倉庫以外の諸室及び玄関ホール，廊下等の共用部	日常清掃	床掃き，床水拭	1回/週	学校の休日を除く
			トイレの石鹼・ペーパー・防臭剤補給	随時	
			トイレの床掃き，床水拭	1回/週	
			ゴミ箱及び灰皿の廃棄処理清掃	1回/週	
			便器及び洗面器の器物洗浄消毒	1回/週	
			床洗浄及びワックス掛け	供用開始の前に1回	

注1 ( )内は参考の頻度とし，事業者の提案により実施するものとする。

注2 提案により上表の維持管理が必要でない認められる場合は，業務対象から除く。

2) 施設供用開始以降の清掃業務

供用開始以降の清掃業務の内容は表 6-3清掃業務の内容（供用開始後）に示すとおり。

表 6-3 清掃業務の内容（供用開始後）

区分	部位	業務内容等	頻度（以上）	備考	
管理教育施設 宿泊施設	玄関ホール， 教室，救急教材・器材室，執務室，学生居室*，倉庫以外の諸室及び廊下等の共用部	床掃き，床水拭	2回/週	学校の休日を 除く	
		トイレの石鹸・ペーパー・防臭剤補給	随時		
		トイレの床掃き，床水拭（屋外トイレ含む）	1回/日		
		ごみ箱及び灰皿の廃棄処理清掃	1回/日		
		便器及び洗面器の器物洗浄消毒	1回/日		
		茶がらの廃棄処理清掃	1回/日		
		床洗浄及びワックス掛け	1回/3ヶ月		学校の休日に行う
	定期清掃	照明器具の清掃	1回/年	学校の休日に行う	
		照明器具の球替え	必要な時期		
		窓ガラス，窓枠	1回/年		
		空調設備のフィルタ清掃又は交換	1回/6ヶ月		
		換気設備の清掃	1回/6ヶ月		
	棟内横引及び縦排水管	排水管の洗浄等を行い排水を良好に維持すること	(1回/2年)		
	給水設備	受水槽等の清掃	1回/年		
訓練機能	本訓練塔，補助訓練塔，サブ訓練塔，屋内訓練場，車庫等その他施設及び廊下等の共用部	照明器具の清掃	1回/年	学校の休日に行う	
		照明器具の球替え	必要な時期		
		窓ガラス，窓枠	1回/年		
		照明器具の清掃	1回/年		
	棟内横引及び縦排水管 水難救助訓練施設	排水管の洗浄等を行い，良好な排水を維持すること	(1回/2年)		
		プール，プールサイド洗浄，及び附属棟の清掃	1回/年		
		排水管の洗浄等を行い，良好な排水を維持すること	(1回/2年)		
		濾過設備等のフィルタ清掃又は交換（交換に要する費用を含む），その他メンテナンス	1回/年		
外構	雑排水管，雨水排水管，会所，地下防火水槽，浄化槽（既存施設も含む）	排水管の洗浄等を行い，良好な排水を維持すること	(1回/年)	会所の泥上げ及び浄化槽の汚泥引き上げを含む	
		外灯	清掃及び球替え	必要な時期	

注1 ( )内は参考の頻度とし，事業者の提案により実施するものとする。

- 注2 提案により上表の維持管理が必要でない認められる場合は、業務対象から除く。
- 注3 学生居室の日常清掃は除く。なお、毎年の学生退去直後の清掃は定期清掃の業務範囲内とする。
- 注4 厨房の日常清掃、定期清掃は、上記の清掃頻度を上回る頻度で行うものとするが、具体的な頻度は、事業者の提案による。
- 注5 事業者の提案により本事業の設計・工事監理・建設業務の範囲において最新消防訓練システムを導入する場合は、メーカー等の仕様に基づき適切な点検・清掃を行うこと。
- 注6 浴室の日常清掃は除く(浴室は学生が清掃する)。
- 注7 管球類の費用、保管は事業者の業務に含まれない。

### 3) 環境衛生業務

#### (a) 廃棄物処理

廃棄物処理については、可燃物・不燃物及び空き缶・空きビン等に区分し、所定の集積所へ搬出するものとする。事業者が行う日常清掃業務及び外構清掃業務の実施に際して排出する廃棄物ならびに県が排出する廃棄物の廃棄に必要なゴミ袋は、県が負担し、調達する。

#### (b) 建築物環境衛生管理(防虫防鼠)

小動物等(ハチ、クモ、コウモリ、鼠、鳥等)、必要に応じて、建物の外壁・軒裏、建物内及びゴミ置き場等について巡視を行い、発見した場合は適宜これを取り除くこと。また、専門技術者の指導のもと、必要に応じて害虫駆除を行うこと。

定期に行う業務内容は次に掲げる。

項目	時期又は回数
殺虫剤散布	3月及び8月
殺鼠剤散布	3月及び8月
防虫剤散布	3月及び8月
防鼠剤散布	3月及び8月
庁舎・敷地内巡視	毎月

業務の実施に際しては、ビル管法に基づいて必要な措置を講ずるとともに、学生及び職員、来庁舎の安全管理に留意すること。また、薬剤散布後の片付け、清掃等を行うこと。

#### (2) 業務の使用機材等

業務に使用する資材及び消耗品等は、すべて品質保証(JISマーク商品等)のあるものを用いること。

また、用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は適切な管理を行うこと。

(3) 実施時間

日常清掃業務の実施時間は原則として教育・管理機能の部分は午前 8 時 30 分までに行い、宿泊機能の部分は教育、訓練の時間帯に行うこと。また、定期清掃については閉庁日に行うこと。

6-5 外構等維持管理業務

(1) 外構等の清掃

- 1) 敷地 A のうち本施設の敷地とする部分及び敷地 B (グラウンド含む) の敷地構内全般について、清掃を行うこと。
- 2) 構内の清掃は、紙屑類等のゴミ及び落ち葉等の除去を 1 日に 1 回、側溝の清掃等を 3 ヶ月に 1 回以上行うこと。
- 3) 敷地に隣接する周囲の側溝についても、3 ヶ月に 1 回以上、清掃を行うこと。
- 4) 構内の舗装部分に砂・土などが堆積している場合は、適宜、掃き掃除を行うこと。

(2) 植栽管理・除草等

植栽は、保全業務共通仕様書を参考として定期的に点検及び手入れを行い、本施設内の豊かで美しい緑地空間の維持を行うこと。また、樹木が枯れた場合は撤去し補植を行うこと。

施設整備により新たに植えられた樹木及び芝（野芝程度）については、1 年間に瑕疵担保期間とする。維持管理期間中に適正に維持管理が行われていた場合に発生する樹木及び芝の補植に係る費用については県の負担とする。なお、事業者は作業の実施に協力すること。

表 6-4 植栽管理業務の内容

業務内容	頻度（以上）	備考
灌水	適時	
剪定・施肥・害虫駆除	2 回 / 年	高木の枝払いは年 1 回とする。特に剪定・薬剤散布等の作業にあたっては、周囲の通行人及び通行車両等に影響が無いよう配慮する。
除草・芝刈り	適時	除草の範囲は敷地構内全般とする。屋外訓練施設のグラウンドを芝とした場合、訓練に支障のないよう維持管理を行う。芝の刈込み高さは 3～5cm に維持する。

(3) 駐車場，舗装部分の保守点検

敷地 A のうち本施設の敷地とする部分に及び敷地 B( グラウンド含む )の敷地構内全般の駐車場，舗装部分について，保守点検を行うこと。なお，補修が必要な箇所を発見した場合は，すみやかに報告すること。補修の実施は，県が行う。

(4) 除雪

管理教育棟を配置する敷地のうち，正門から建物の主出入口までのアプローチ部分については，降雪があった場合，事業者が除雪を行うこと。その他の範囲について除雪が必要な場合は，県が行う。

## 6-6 保安警備業務

(1) 業務の範囲

- 1) 屋外訓練施設を除く本施設全体の機械警備業務を行うこと。
- 2) 「別添資料 15 」に掲げる利用時間を考慮し，警報機器を整備し，当該機器及び自動火災報知装置により伝達される「異常」の有無を開校時間外において間断なく監視し，「異常」に対して必要な対処を行うこと。なお，監視の種別は，侵入，火災及びガス漏れとする。
- 3) 業務対象施設が無人事となり，警報機器から警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し，警報機器から警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。ただし，自動火災報知装置により伝達される異常の有無については，終日警備とする。
- 4) 異常情報を受信したときは，舎監当直室及び職員室並びに警備会社に発報し，遅滞なく緊急要員を急行させ，異常事態の内容を確認するとともに事態の拡大防止にあたること。また，学校長等関係職員に異常事態の内容を速やかに電話等で報告し，その後，異常事態の内容や措置状況等の詳細を書面で報告するものとする。
- 5) 異常事態の発生に際し，必要に応じ警察機関，消防機関等に通報し緊急出動を要請するものとする。
- 6) 警報機器の警戒開始及び解除操作に必要な鍵等を学校に預託すること。
- 7) 警備実施に必要な校内の鍵は，学校から事業者に預託する。事業者は，預託を受けた鍵を常時施錠のキーボックス等の中に保管し，当日業務に従事している者のみ開錠を可能とするものとする。また，預託を受けた鍵を持ち出す場合は，持ち出しをした者がわかるように記録管理するものとする。
- 8) 機械警備に際し必要な通信料金は，事業者が負担する。

(2) 要求水準

施設における県の財産を保全し，利用者の安全を守り，公共サービスの提供に支障をおよぼさないよう，適切な防犯警備を実施すること。

## 7 食堂等運営業務

本施設関係者の利用に供することを目的とした食堂施設を設ける。特に、事業者の経営上の努力や運営ノウハウの活用により、より良質・低廉かつ多様なサービスを提供できることを期待するものである。

### 7-1 食堂等運営業務の対象

#### (1) 食堂運営

食堂等運営業務の対象は、本施設に設置する食堂（以下、「本食堂」という。）における業務は次に示すものとする。

##### 1) 献立作成

##### 2) 調理業務（朝夕 140 食・昼 160 食（最多）, 月朝～金昼）\*

##### 3) 食材調達

ただし、食材費の負担は学生とし、集金事務に関する業務は県が行うものとする。

\* 金曜と土曜の夜については、在校はない。ただし、日曜の夜には学生全員が帰寮する。

#### (2) その他運営

##### 1) 寝具クリーニング業務

寄宿舍の学生及び舎監分を対象とする。シーツ・枕カバーは週一回、毛布は月一回、布団は3ヶ月に一回。費用の負担は学生とし、集金事務に関する業務は県が行うものとする。

##### 2) 消耗品（トイレトーパー、手洗洗剤）の調達・補充

寄宿舍のみを対象とする。費用の負担は学生とし、集金事務に関する業務は県が行うものとする。

##### 3) その他独自提案

提案により利便施設・設備（売店、自動販売機、公衆電話）の設置・運営を独立採算にて行うこと及び本校の利用時間帯以外の食堂を学生及び職員等以外の利用に供する独立採算事業を行うことを可能とする。

### 7-2 業務の期間

業務期間は、平成 23 年 10 月上旬より、平成 43 年 3 月末日までを予定している。

### 7-3 業務の実施

#### (1) 基本的考え方

事業者は、以下の事項を基本方針として食堂等運営業務を実施する。

##### 1) 事業者は、業務従事者の作業などが学校運営に支障とならないように食堂運営業務を実施する。

- 2) 事業者は、適切な危険防止措置、衛生管理等により、学生及び職員等本食堂等利用者の安全性を確保する。
- 3) 事業者は、利用者ニーズを適切に把握し、食堂運営業務の業務内容に反映させる。また、事業者は、学生や職員等から寄せられた食堂運営に関する苦情等に対し、再発の防止措置を含め迅速且つ適切に対応し、対応の結果を速やかに県に報告する。

## (2) 法令等の遵守

- 1) 業務にあたっては関係法令を遵守するとともに、法令等により届出等が必要な場合は、事業者の負担により滞りなく行うこと。
- 2) 法令等により資格を必要とする業務については、各有資格者を選任すること。なお、業務中はその資格を示す証票を携帯し、関係者から請求があった場合は提示すること。
- 3) 業務の実施に伴い産業廃棄物が発生した場合は、適法に処理すること（業務に伴う産業廃棄物以外の産業廃棄物は、収集等までは事業者が行い、搬出・処分については県が行う）。

## (3) 基本条件

### 1) 厨房設備、じゅう器備品等

- a) 作業台、レンジ、コンロ、フライヤー等その他固定設置された厨房設備、食器類の他、鍋、釜、杓文字等調理作業に用いる用具などのじゅう器備品等、並びに調理室及び調理員控室については、県が本施設の引渡しを受けた後、無償で貸与するものとする。なお、食堂部分のテーブル・椅子等については、事業者に使用料の負担を求めるものではない。
- b) じゅう器備品等の更新及び補充は事業者の要請により県が行うものとする。ただし、厨房設備の経常修繕は本事業に含むものとする。なお、喫食者の使用する食器類はじゅう器備品に相当する。

### 2) 食堂利用者

食堂運営業務は、原則として学生及び職員等を対象としたものであるが、本校の利用時間帯以外の食堂を学生及び職員等以外の利用に供する独立採算事業を行う場合はこの限りではない。

### 3) 消耗品等

事業者は、食堂運営業務遂行に必要な消耗品等を事業者の負担で用意する。喫食の際に割り箸等を使用する場合には、割り箸は消耗品に含める。

また、食器洗剤、洗浄機洗剤、食堂各テーブル上カスター（醤油・ソース等の容器）も消耗品に含め、食堂内の掲示物（献立表等）印刷経費、清掃道具（モップ、雑巾等）も事業者の負担とする。

### 4) 収入等

食堂等運営業務に係る対価として県から支払われる対価（栄養士等の人件費、

保険衛生費及び福利厚生費相当額などの定額制部分），並びに，県が徴収し一括して事業者に支払う食堂等運営業務に係る喫食者・学生等負担となる食材等費用，寝具クリーニング費及び消耗品費（従量制部分），及び，提案による利便施設・設備（売店，自動販売機）の設置・運営を行う独立採算事業及び本校の利用時間帯以外の食堂を学生等及び職員等以外の利用に供する独立採算事業の収入を事業者の収入とする。なお，県が徴収し一括して事業者に支払う食堂等運営業務に係る費用のうち，寝具クリーニング費及び消耗品費については，事業者が調達・設置に要した実費について県が事業者に毎月一括して支払うものとするが，当該支払額については事業者による入札時の提案に基づいて県と事業者の協議を行ったうえで定めるものとする。

#### 5) 光熱水費

食堂運営業務にかかる光熱水費，通信費は，県が負担するものとする。ただし，独立採算事業に係る光熱水費は事業者の負担とする。また，事業者の業務連絡用の通信費及び架設工事，電話機本体は，事業者の負担とする。

#### (4) 業務実施

##### 1) 業務仕様書の作成，提出

2) 事業者は，本要求水準書及び食堂等運営業務に関する提案に基づいて，食堂運営業務仕様書を作成し，県と協議の上決定，食堂運営業務開始予定日の 60 日前までに県に提出する。

##### 3) 業務計画書の作成，提出

###### a) 業務計画書の作成手順

事業者は，食堂等運営業務仕様書を踏まえ，事業年度毎に，食堂運営業務を適正に実施するために必要な事項を記載した食堂等運営業務計画書を作成し，県協議のうえ決定し，当該事業年度が開始する 14 日前までに県に提出する。

###### b) 業務計画書の内容

業務計画書には，当該年度の販売メニューや販売単価，業務日程及び提供時間帯，業務実施体制，利用者の要望・苦情等の受付方法，緊急時連絡体制等を記載すること。

##### 4) 業務実施報告書の提出

a) 事業者は，当該月の業務の全般的な経過及び作業の結果等を記載した「業務実施報告書」を作成し，当該業務を実施した月の翌月の 5 営業日までに，県に報告し確認を受けること。

b) 「業務実施報告書」は 5 年間保管すること。

#### (5) 運営条件

##### 1) 営業日・営業時間

- a) 食堂等の営業時間は原則下記のとおりとする。本施設の都合により、営業時間に変更が生じる場合には、協議により柔軟に対応するものとする。

表 7-1 食堂の営業時間

	朝食時 (7:20～8:00)	昼食時 (11:50～12:50)	夕食時 (18:00～19:30)
月曜日～木曜日			
金曜日			
土曜、日曜、祝日、休日			

\* 提案により本校の利用時間帯以外の食堂を学生及び職員等以外の利用に供する独立採算事業を行うことができない時間は、開校日のうち、朝食時間帯として 7:20～8:00、昼食時間帯として 11:30～12:50、夕食時間帯として 18:00～19:50 とする。これ以外の時間帯及び休校日は、学生及び職員等以外の利用を可能とする。

ただし、概ね 22:30 から翌 6:30 までは、食堂以外のエリアへの学生及び職員等以外の侵入等に対するセキュリティ確保、ならびに、調理や会話等による騒音防止策が十分である場合に限り、学生及び職員等以外の利用を認めるものとする。

なお、学生の家族を招いた食事が年に 1 回行われ、また、全学生による集会が年に数回程度行われるため、これらの時間帯は学生及び職員等以外の利用が出来ない。

- b) 1 回で全喫食者が喫食するものとし、朝食、夕食の食数は最大 140 食、昼食の食数については最大 160 食が出来るようにする。

## 2) 提供方法、調理方法

- a) 提供方法は、喫食者が窓口で食事を受け取り、喫食後所定の窓口に返却を行うセルフ方式とする。
- b) 1 度に提供する食数が教職員(20名)を含めて 120 食以下の場合の調理方法は、本食堂の厨房にて新鮮な食材又は半調理品を用いて調理を行う方式とし、食事提供時間の遅延により教育・訓練に支障が生じることがないように十分配慮すること。ただし、提供する食数が教職員を含めて 120 食を超える場合は、学校給食等と同様に保温食缶等で調理済みの食事を運搬し、提供することも可とする。
- c) 「当日調理の原則」に則って調理を行うとともに、調理完了から喫食までの時間を 2 時間以内とする。熱いものは熱く、冷たいものは冷たい状態で提供できるようにすること。

## 3) メニュー及び価格 (メニュー・栄養量等の条件及び現状の販売価格等については、「別添資料 31」を参考とすること。)

- a) 提供メニューは定食とし、夕食は毎食メイン 2 種類から 1 種類を選択するもの

とし、喫食者が、先着順で好みのものを選択する方式とする。

- b) 喫食者の健康状態に応じた味付け・メニュー等の簡単な変更（夏季の塩分調節等）には適宜柔軟に対応すること。
- c) 販売価格は、「別添資料 31」に記載の販売価格とし、良質なサービスの提供を心がけるものとする。県及び事業者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。
- d) 栄養条件等については、「別添資料 31」に記載の献立条件を満足すること。なお、各週の献立は 1 週間前には提示することとし、献立表には栄養価を表示するものとする。
- e) 季節感などを考慮したメニューを作成し、学生、職員等に満足される食事を提供すること。
- f) 利用者の意見や希望等に関するアンケート調査を実施し、その結果をメニューやサービスに反映させ、メニューに飽きのこないよう工夫すること。

#### 4) 食数変動

食数が一定の基準を超えた場合は、食堂等の運営条件について、年度毎に協議を行う。なお、一定の基準とは、初任総合教育の学生及び教職員分の上限を年度平均一日につき朝夕 140 食・昼 160 食、下限を年度平均一日につき朝夕 50 食・昼 70 食とし、当該年度の一日平均食数が上限値を上回った場合、または下限値を下回った場合に協議を行うものとする。過去の食数については「別添資料 32」に示す。

食数計画は各年度毎に策定し、専科のカリキュラム受講者数は入校日の概ね 2 週間前に確定するが、当該人数と実際の食数が異なる場合には提供日の 3 日前までに通知する。学生等から徴収した従量制部分の SPC への支払いは、一ヶ月ごとにまとめて行う。突発的な食数減少分は県側の負担とし、当該食材の廃棄処分にかかる費用は事業者の負担とする。

#### 5) 料金徴収

学生（初任教育生、救助科生）及び職員の支払う喫食代（従量制部分）については県が徴収し、事業者に一括して支払うこととする。その他の喫食者の支払う喫食代（専科、年 1 回の食事会に招く学生の家族、その他来客等）についても、県が徴収し、事業者に一括して支払う。事業者が行う独立採算事業に係る喫食代等については、事業者が徴収するものとし、方法については事業者に一任する。

#### 6) 衛生管理

事業者は、食中毒などが発生しないよう衛生管理を徹底し、定期的な清掃、防鼠・防虫作業などを行うこと。なお、食堂の清掃についても、事業者の業務範囲

とする。

#### 7) 廃棄物処理

業務に伴い発生する廃棄物については，事業者の費用負担にて，適切に処理すること。

#### 8) その他

- a) 本施設における学生等の生活スタイルを勘案し，利便施設・設備（売店，自動販売機，公衆電話）の設置・運営を提案することは可能とする。本施設における学生生活スタイルについては，「別添資料 30」を参考とすること。また，事業期間途中において，事業採算性の観点から，利便施設・設備（売店，自動販売機，公衆電話）の設置・運營業務を中止する場合は，県との協議により判断するものとする。
- b) 本施設の一部を占有して使用する場合には，必要な範囲については有償にて貸し付けるものとし，これらの業務の実施に伴い発生する光熱水費等については，事業者が負担するものとする。
- c) 使用料については，「財産の交換，譲与等に関する条例(昭和 39 年 3 月 30 日 宮城県条例第 19 号)」及び「公有財産規則(昭和 39 年 3 月 30 日 宮城県規則第 8 号)」に基づいて算定される。なお，県の規定に変更があった場合には，使用料の見直しを行う。また，事業者の提案により，食堂において独立採算事業を行う場合は，当該提案の内容により，当該占有相当範囲について使用料の負担を求めることがある。
- d) 売店の設置・運営を行う場合の条件は以下のとおりとする。

営業時間は，平日の昼夜の食堂運営時間中とする。事業者の提案により，営業時間の変更を希望する場合には，県と協議の上決定すること。

販売する品目については，パン，スナック菓子等の軽食品，文具類及び下着等の日用品等を想定している。販売商品については，事業者の提案とするが，利用者の健康に影響を与えないものとし，アルコール類は含めないものとするが，県と協議の上決定するものとする。

販売価格については，事業者の提案とするが，市価より低廉であることが望ましい。
- e) 自動販売機の設置・運営を行う場合の条件は以下のとおりとする。

設置台数，設置場所については，事業者の提案に委ねるものとするが，本食堂以外での設置を行う場合については，県と協議のうえ，設置することができるものとする。

販売商品については，事業者の提案とするが，利用者の健康に影響を与えないものとし，県と協議の上決定するものとする。ただし，アルコール類の販売は

認めない。

販売価格については、事業者の提案とするが、市価より低廉であることが望ましい。

事業者は、売店及び自動販売機の設置・運営に伴い発生するごみを適切に処分すること。

- f) 提案により利便施設・設備（売店，自動販売機，公衆電話）の設置・運営を独立採算にて行うこと及び本校の利用時間帯以外の食堂を学生及び職員等以外の利用に供する独立採算事業を行うことは可能であるが，学生及び職員等以外の利用者が食堂以外への立ち入りすることは出来ないものとし，セキュリティも考慮した計画を行うものとする。
- g) 近接のプール利用者への駐車場の貸し出しも考慮し，駐車場管理上及びセキュリティ上，支障の無いようにすること。